

## 昭和三十五年法律第三十六号

## 関税暫定措置法

## (趣旨)

第一条 この法律は、国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に関し、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の暫定的特例を定めるものとする。

## (暫定税率)

第二条 別表第一に掲げる物品で令和三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税率は、同表に定める税率とする。

2 別表第一の三に掲げる物品で令和三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

## 第三条 削除

## (航空機部分品等の免税)

第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、令和五年三月三十一日までに輸入されるものに限りに、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 航空機に使用する部分品

二 税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材

三 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品

四 税関長の承認を受けた工場において前号に掲げる物品の製作に使用する素材

## 第五条から第七条の二まで 削除

## (輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から令和二年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなつた月の翌月の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八号の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和二年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（次項第五号及び第七号の六第二項第二号において「一般協定」という。）第二十四条8（b）に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他の貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日間の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第八条の五第二項の規定により政令で定める物品の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの

二 関税定率法別表第四〇二・一〇号の一及び二の（二）、第四〇二・二二号の一及び二の（二）、第四〇二・二九号並びに第四〇二・九九号の一の（二）及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第四〇五・一〇号、第四〇五・二〇号及び第四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びデイルリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第十七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三 関税定率法別表第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号及び第一〇〇一・九九号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・六〇号の二に掲げるライ小麦、同表第一〇〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一〇〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一〇〇三・一一号、第一〇〇三・一九号の一及び二、第一〇〇三・二〇号の一、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇〇四・一九号の一及び三並びに第一〇〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第一〇〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一〇〇一・二〇号の一の（二）のB、C及びDの（a）並びに第一〇〇一・九〇号の一の（二）のB、C及びDの（a）に掲げる穀粉等の調製食品、同表第一〇〇四・一〇号の二の（二）及び（三）、第一〇〇四・二〇号の二の（二）及び（三）、第一〇〇四・三〇号並びに第一〇〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の（一）のBに掲げる調製食品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三十号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三号の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る表等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める表等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四 関税定率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一〇〇二・九〇号の三に掲げる米粉、同表第一〇〇三・一九号の四及び第一〇〇三・二〇号の三の(二)に掲げるひき割り穀物等、同表第一〇〇四・一九号の二に掲げる加工穀物、同表第一〇〇一・二〇号の一の(二)のA及び(三)並びに第一〇〇一・九〇号の一の(二)のA及び(三)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一〇〇四・一〇号の二の(二)、第一〇〇四・二〇号の二の(一)及び第一〇〇四・九〇号の一に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条の規定により輸入するもの、同法第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四十九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の返還に係るもの

五 関税定率法第九條第一項第二号(緊急関税等)の規定による措置その他の一般協定第十九條一(特定の貨物の輸入に対する緊急措置)の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書一Aのセーフガードに関する協定(第七條の六第二項第二号において「セーフガード協定」という。)による措置がとられている物品

六 発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの

3 第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の六に掲げる物品については、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年(同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項及び次項において単に「前年」という。)までの過去三年間における各年(同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。第一号において同じ。)の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量(以下この項及び次項において「平均輸入数量」という。)に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量(次号及び第三号において「平均国内消費量」という。)に百分の十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年(別表第一の六の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項において単に「前々年」という。)の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

二 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超え、百分の三十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量があるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

三 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合 平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量(前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量があるときは、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量)

5 前項の規定より第一項に規定する輸入基準数量を算出するに当たり、別表第一の六の各項のうち前々年までの過去三年間における国内消費量が不明な物品を含む項がある場合には、当該国内消費量が不明な物品を含む項に係る輸入基準数量は、その項の平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量とする。

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量(経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第一号において「経済連携協定原産品」という。))に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(同号において「締約国産物品」という。))に係る輸入数量(政令で定める日間の期間に係るものに限る。同号において同じ。))を除く。以下この項において同じ。」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を合計した数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。))と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(政令で定める日間の期間に係るものに限る。同号において同じ。))を除く。以下この項において同じ。」と読み替えるものとする。

7 第一項及び第四項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に規定する輸入数量は、関税法第二百二條第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量(令和二年度においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとと合計した輸入数量及び縮約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとと合計した輸入数量)について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとと合計した輸入数量及び縮約国産物品の輸入基準数量を超えた場合(令和二年度においては、第一項ただし書に規定する場合に限る。))には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七條の四 平成七年度から令和二年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四條から第四條の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。))が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。))を下回るものに課する関税の額は、同法第三條(課税標準及び税率)の規定又は第二條若しくは

は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

- 一 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の十を乗じて得た金額を超え、百分の四十を乗じて得た金額以下の場合 加算される税額Ⅱ（発動基準価格×0.9－課税価格）×0.3
- 二 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の四十を乗じて得た金額を超え、百分の六十を乗じて得た金額以下の場合 加算される税額Ⅱ（発動基準価格×0.6－課税価格）×0.5＋発動基準価格×0.09
- 三 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の六十を乗じて得た金額を超え、百分の七十五を乗じて得た金額以下の場合 加算される税額Ⅱ（発動基準価格×0.4－課税価格）×0.7＋発動基準価格×0.19
- 四 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の七十五を乗じて得た金額を超える場合 加算される税額Ⅱ（発動基準価格×0.25－課税価格）×0.9＋発動基準価格×0.29

2 前項の規定は、別表第一の七に掲げる物品が前条第二項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合又は同条の規定により加算された関税が課されている物品である場合には、適用しない。

3 別表第一の七に掲げる物品のうち、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるものがあるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、第一項の規定の適用を停止することができる。

#### 第七条の五 削除

（豚肉等に係る特別緊急関税）

第七条の六 平成七年度から令和二年度までの各年度において、当該年度中の関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）、同表第一〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二二号の二、第二〇三・二九号の二及び第三〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第一〇三・二〇六・三〇号の二の（一）及び第二〇三・四九号の二の（二）に掲げる豚のくず肉、同表第一〇三・一一号、第二〇三・一一号、第二〇三・一九号及び第二〇三・二四号の二の（一）及び第二〇三・二四号の二の（二）に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。）の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（次項第一号及び第五項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和二年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。）との合計数量を控除した輸入数量（第五項において「協定対象外輸入数量」という。）があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第三項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- 一 輸入に係る豚肉等が発動日前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合
- 二 豚肉等について関税率法第九条第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の一般協定第十九条一（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及びセーフガード協定による措置がとられている場合

3 第七条の三第四項の規定は、輸入基準数量又は協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、協定対象外輸入基準数量を算出する場合については、同項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第一項に規定する豚肉等の輸入数量（経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの（以下この項において「譲許適用物品」という。）に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（譲許適用物品を除く。第一号において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。）との合計数量を除く。以下この項において同じ。）」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（譲許適用物品に係る輸入数量と締約国産物品に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 第七条の三第七項の規定は、第一項に規定する輸入数量又は前項において準用する同条第四項に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。

5 財務大臣は、平成七年度から令和二年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量（令和二年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和二年度においては、第一項ただし書に規定する場合に限る。）には、発動日についてその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（経済連携協定に基づく関税の緊急措置）

第七条の七 経済連携協定に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）による特定の種類の貨物（当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。）の輸入の増加の事実（第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条、第七条の九第一号、第七条の十及び第八条の二第一項において同じ。）、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関税定率法別表に定める税率（第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率）及び協定税率のうちいずれか低いもの（以下「実行税率」という。）の範囲内において関税率を引き上げること。

2 前項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

3 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

4 経済連携協定の我が国以外の締約国（第十二条の四において「協定締約国」という。）において当該経済連携協定の規定に基づき関税の緊急措置（次項において「我が国以外の締約国の緊急措置」という。）がとられた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

5 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又は我が国以外の締約国の緊急措置に対する必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

6 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとしてされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、実行税率の範囲内において関税率を引き上げること。

8 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならぬ。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

9 財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

10 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）

**第七条の八** 修正対象物品（経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができる）と定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。）が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（同項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々月の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一 発動期間の開始の日における実行税率

二 当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める日）の前日における実行税率

三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率

2 前項の規定は、経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品については、適用しない。

3 第七条の三第七項の規定は、修正対象物品の輸入数量を算出する場合について準用する。

4 財務大臣は、その年度の初日（政令で定める修正対象物品にあつては政令で定める日とし、経済連携協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては同日とする。）からその年度の毎月末までの修正対象物品の輸入数量について翌月末日までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ告示等をするものとする。

5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回った場合の関税の譲許の修正)

第七條の九 譲許適用物品である関税率法別表第一〇一・二九号の二の(二)に掲げる物品のうち、一頭の課税価格が発動基準価格(経済連携協定に定められた当該物品の発動価格に百分の九十を乗じて得た価格をいう。)を下回るもの(第二号における「譲許修正物品」という。)に課する関税の率は、次に掲げる税率のうち最も低いものとする。

一 この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税率  
二 当該経済連携協定が譲許修正物品の原産地である国について効力を生ずる日の前日における実行税率  
三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率  
(経済連携協定に基づく報復関税)

第七條の十 経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利益を守るため必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

2 財務大臣は、前項に基づき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、関税の譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

3 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)

第八條 加工又は組立てのため、令和五年三月三十一日までに本邦から輸出された貨物を原料又は材料とした次に掲げる製品(関税率法別表に定める税率が無税とされているものを除く。)で、その輸出の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当該製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

一 関税率法別表第四二・〇二項に該当する製品のうち外面が革製又はコンポジションレザー製のものと並びに同表第四二・〇三項に該当する製品のうち野球用のグローブ及びミット以外のもの(これらの製品のうち、本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るもの)とし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。  
二 関税率法別表第五七類及び第六十一類から第六十三類までに該当する製品(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るもの)とし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。  
三 関税率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るもの)とし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。

2 次条第一項又は第三項の規定の適用を受ける物品については、前項の規定は、適用しない。

(特惠関税等)

第八條の二 経済が開発の途上にある国であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するもの(以下「特惠受益国等」という。)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、令和三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第一条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 関税率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品のうち別表第二に掲げるもの 同表に定める税率  
二 関税率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの(同法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。) 同法別表に定める税率(別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率)及び協定税率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た税率

三 関税率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの(同法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。) 無税

2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるもの(うち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でない)と認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特惠受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

3 特惠受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特惠関税(第一項の規定により課される関税をいう。)について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国(次条において「特別特惠受益国」という。)を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの(関税率法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)及び同項第一号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。)で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける物品の原産地の確認その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特惠関税等の適用の停止)

第八條の三 特惠受益国等(特別特惠受益国を除く。)を原産地とする前条第一項各号に掲げる物品の輸入が同項各号に定める税率の適用により増加し、その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定し、同項の規定の適用を停止することができる。

2 前項の規定は、特別特惠受益国を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの（関稅定率法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める税率が無税とされているものを除く。）に  
ついで準用する。この場合において、前項中「同項各号に定める税率」とあるのは「前表第一項又は第三項の規定による税率」と、「同項の規定」とあるのは「同表第一項又は第三項の規定」と読  
み替へるものとし、前表第三項の規定の適用を受ける物品につき、その適用を停止するときは、当該物品については、同表第一項の規定の適用はないものとする。

（特惠受益国等原産品であることの確認）

**第八条の四** 税関長は、輸入申告がされた貨物について、第八条の二第一項又は第三項（特惠関稅等）の規定による関稅についての便益を適用する場合において、当該貨物が特惠受益国等を原産地  
とする物品（以下この項において「特惠受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特惠受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 特惠受益国等の権限ある当局（特惠受益国等から輸出される貨物が特惠受益国等原産品であることを証明する書類の発給に關して権限を有する機関をいう。以下この条において同じ。）又は当  
該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特惠受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四 特惠受益国等の権限ある当局に対し、当該特惠受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関  
職員を立ち合わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に對する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、特惠受益国等が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4 第一項第四号の求めは、特惠受益国等の権限ある当局が当該求めに應ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

5 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第八条の二第一項又は第三項の規定による関稅についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないことがで  
きる。

一 当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に對する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしな  
いとき、又は当該質問に對する回答若しくは当該求めに對し提供した資料が十分でないとき。

四 第三項の通知をした場合において、特惠受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に對  
する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行った場合において、特惠受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに對する回答をしないとき、当該求めに係る  
資料の提供をしないとき、又は当該求めに對し提供した資料が十分でないとき。

6 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。

（暫定税率の適用を受ける物品に對する特殊関稅制度の適用）

**第八条の五** 第二条及び第八条の二に規定する物品に對する関稅定率法第六條第一項若しくは第二項、第七條第一項若しくは第三項、第八條第一項若しくは第二項又は第九條第一項、第四項若しく  
は第八項の規定の適用については、これらの規定中「別表の税率」とあるのは、「別表の税率（関稅暫定措置法第二条、第七條の三第一項、第七條の六第一項又は第八條の二第  
一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率）」とする。

2 関稅定率法第九條の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

（經濟連携協定に基づく関稅割当制度）

**第八条の六** 經濟連携協定において関稅の讓許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもの（次項に規定する物品を除く。）については、その讓許の便益は、当該一定の数量の  
範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民經濟上の必要を考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 經濟連携協定において関稅の讓許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもののうち輸出国（固有の關稅及び貿易に關する制度を有する地域を含む。）が発給する證明書に  
基づき輸入国が割当てを行うこととされていられるものについては、その讓許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該經濟連携協定の我が国以外の締約国が発給する證明書に基づいて政府  
が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

（經濟連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免稅）

**第八条の七** 加工又は修繕（政令で定めるものを除く。）のため本邦から經濟連携協定の我が国以外の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められ  
る理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え稅関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、当該經濟連携協定の規定に基づき、  
政令で定めるところにより、その關稅を免除する。

（輕減税率等の適用手続）

**第九条** 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供することを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率（以下「輕減税率」  
という。）が定められているもので政令で定めるものについて、輕減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 經濟連携協定において関稅の讓許が特定の用途に供することを要件としている物品で政令で定めるものについて、その讓許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続を  
しなければならない。

(経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)

第九条の二 経済連携協定の規定に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)が税関の監督の下で飼料の原料として使用するものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、譲許の便益を適用する。

一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品  
二 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品  
三 第一項の規定により譲許の便益の適用を受ける場合においては、税関長は、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する担保を提供させることができる。

四 第一項各号に規定する製造を行うに際しては、税関長が同項の規定により譲許の便益の適用を受けた原料品(以下この条において「製造用原料品」という。)による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除くほか、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

五 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、その都度又は随時、その製品について検査を受けなければならない。

六 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

七 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、関税率法第十条第一項(変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けない製造用原料品を当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項の規定による届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

八 第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

(用途外使用等の制限)

第十条 第四条の規定により関税の免除を受け、又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品は、その輸入の許可の日から二年以内に、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

第十一条 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収する。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税率法第十条第一項(変質又は損傷による減税)の規定に準じてその関税を軽減することができる。

一 第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品については、その免除を受けた額

二 第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けた物品については、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率又は当該譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額

(関税の免除等を受けた物品の転用)

第十二条 関税率法第二十条の三(関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)の規定は、第四条の規定により関税の免除を受け、又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。

(更正の請求の特例)

第十二条の二 納税申告(関税法第七条第一項(申告)の規定による申告又は同法第七条の第十四第一項(修正申告)の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。)をした者は、当該納税申告に係る貨物(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定(以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。)の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされる貨物に限る。)について環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額(当該税額に関し同法第七条の十六第一項又は第三項(更正及び決定)の規定による更正(以下この条において「更正」という。)があつた場合には、当該更正後の税額)が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)について同法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができる。

(賦課決定の請求)

第十二条の三 関税法第六條の二第一項第二号(税額の確定の方式)に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八條第一項(賦課決定)の規定により、税関長が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないとき当該貨物(環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされる貨物に限る。)の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額(同条第三項の規定による決定があつた場合には、当該決定後の税額)が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日(同号ロに規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日)から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるものであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。

3 税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八條第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく関税法第八條第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税(当該関税に係る延滞税を含む。)に係る過納金について同法第十三條第二項(還付及び充当)に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二條の三第一項(賦課決定の請求)の請求に基づく賦課決定」と、その更正の請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。

(経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認)

第十二條の四 税関長は、輸入申告がされた貨物について、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を適用する場合において、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき協定締約国の原産品とされるもの(以下この項において「締約国原産品」という。)であるかどうかの確認をするために必要があるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

- 一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求めする方法
- 二 協定締約国の権限ある当局(協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に關して権限を有する機関をいう。第四号において同じ。)、協定締約国の税関当局(関税法、関税率法その他の関税に關する法律に相當する協定締約国の法令を執行する当局をいう。)又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求めする方法
- 三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法
- 四 協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行ふ検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち合わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法
- 五 その他当該経済連携協定に定める方法
- 2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。
- 3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、経済連携協定の規定に基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。
- 4 税関長は、その職員に環太平洋包括的及び先進的協定第四章(繊維及び繊維製品)附属書四―A(繊維及び繊維製品の品目別原産地規則)に掲げる品目に該当する貨物について第一項第三号の調査をさせようとする場合において、当該調査の対象となる貨物に係る申告の内容その他税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、当該貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるものであるかどうかの把握を困難にするおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。
- 5 第一項第四号の求めは、協定締約国が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。
- 6 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について、当該経済連携協定の規定に基づき、当該譲許の便益を与えないことができる。
  - 一 当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。
  - 二 当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。
  - 三 第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
  - 四 協定締約国又は第一項第三号の輸出者若しくは生産者が同号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。
  - 五 第一項第四号の求めを行った場合において、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
  - 六 その他経済連携協定に定める事項に該当するとき。
- 7 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、当該経済連携協定の規定に基づき、その結果の内容(その理由を含む。)を当該確認の相手方となつた者(当該経済連携協定に定める者に限る。)に通知するものとする。



(環太平洋包括的及び先進的協定に基づく調査)

**第十二条の五** 税関長は、環太平洋包括的及び先進的協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物の輸入に關し、関税法、関税率法その他の関税に關する法律に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その事実の確認をするために必要があるときは、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき、その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせようとする場合について、同条第七項の規定は前項の確認をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国」とあるのは「次条第一項の輸出者又は生産者」と、同条第四項中「当該貨物が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定の原産品とされるもの」とあるのは「関税法、関税率法その他の関税に關する法律に違反する行為」と読み替えるものとする。

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)

**第十三条** 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた保税工場又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が令和三年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 前項の規定は、本邦の産業に対する影響等を考慮して同項の規定を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物については、適用しない。

(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除)

**第十四条** 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、令和四年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。

3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法その他の関税に關する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の規定による関税の免除の手續その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(税関職員の権限)

**第十五条** 関税法第一百五十五条第一項第五号（税関職員の権限）の規定は、第四条の規定により関税を免除した場合又は第九条第一項の軽減税率若しくは同条第二項若しくは第九条の二第一項の譲許の便益を適用した場合について準用する。この場合において、第九条第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは「軽減税率の適用を受けた貨物」と、同条第二項又は第九条の二第一項の規定に係る場合には、同号中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのは「関税の譲許の便益の適用を受けた貨物」と読み替えるものとする。

2 税関職員は、前項の規定により職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

**第十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第九条の二第六項の規定に違反して同項の製造用原料品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二 第十条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

**第十七条** 第十五条第一項において準用する関税法第一百五十五条第一項第五号（製造用原料品等に係る税関職員の権限）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産について、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

(犯則事件の調査及び処分)

**第十九条** 関税法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、前三条の犯則事件の調査及び処分について準用する。

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十六年三月三十一日法律第二十七号）抄

1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十七年三月三十一日法律第五二号）抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十八年三月三十一日法律第六八号) 抄

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第十三条、第十七条第三項、第十七条の二第三項、第十八条及び第十九条の改正規定、第二条中関税法第八条、第十一条及び第十七条の改正規定並びに同法に第十二条の二の規定を加える改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第七条第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年三月三十一日法律第三一七号) 抄

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月三十一日法律第三〇号) 抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三十一日法律第三八号) 抄

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年三月三十一日法律第七七号) 抄

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年五月二十七日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年三月三〇日法律第五五号) 抄

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年三月三十一日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年三月二十七日法律第五五号) 抄

この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年四月二十四日法律第三二二号) 抄

1 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中第七条の七の次に一条を加える改正規定 昭和四十五年七月一日

附 則 (昭和四六年三月三十一日法律第二六号) 抄

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第三条中次の各号に掲げる関税暫定措置法の改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第七条の七に一項を加える改正規定、第八条の二の改正規定(同条第二項の改正規定を除く。)、同条を第八条の五とし、第八条の次に三条を加える改正規定及び別表の改正規定(別表第二から別表第四までに係る部分に限る。)、昭和四十六年十月一日までの間において政令で定める日  
二 第七条の八第一項の改正規定(「三百円」を「五百円」に改める部分に限る。)、昭和四十六年十一月一日

附 則 (昭和四七年三月三十一日法律第六六号) 抄

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第六条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四七年十一月二十五日法律第一二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同日から起算して十五日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四八年三月三十一日法律第四四号) 抄

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年三月三〇日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第二条、第七条第一項、第七条の三又は第七条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の四第三項又は第七条の五第一項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に対する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる旧定率法、旧暫定法又は旧関税法の規定に係る物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年五月二十五日法律第五八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五〇年三月三十一日法律第一七号）

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十一年一月九日法律第一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附則（昭和五十一年三月三十一日法律第六号）

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一一〇・〇五号の（一）の（i）に掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十一年三月三十一日法律第二号）抄

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一二七・〇九号の（一）若しくは第二七・一〇号の（四）に掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の二第二項若しくは第三項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 昭和五十二年四月一日から同年六月三十日までの間に（改正後の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定の適用を受ける者がこの法律の施行前に旧暫定法第七条の二第三項の規定の適用を受け

た者である場合には同年八月三十一日までの間に）改正後の関税暫定措置法第七条第四項、第七条の二第一項又は第七条の三第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、これらの規定中「六百二十円」とあるのは、「五百三十円」として、これらの規定を適用する。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項又は第三項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十三年三月四日法律第五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中関税率法別表の付表の改正規定（同付表第一号の第二欄の（2）のB及び（4）のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。）及び第二条中関税暫定措置法別表第五の改正規定（同表の第二欄の（1）のD、（2）のB、（3）のG及び（4）のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。）酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第三十一号）第一条中酒税法第二十二條の改正規定が施行されることとなる日

二 第二条中関税暫定措置法第二条に一項を加える改正規定、同法第七条の五第一項の改正規定（別表第一の三）を「別表第一の四」に改める部分に限る。）同法第八条の二第一項第三号の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の六の改正規定及び同法別表第一の三を同法別表第一の四とし、同法別表第一の二の次に一表を加える改正規定 この法律の公布の日

三 第二条中関税暫定措置法第七条第一項の改正規定（第二号に係る部分に限る。）同法第七条第四項及び第七條の二第一項の改正規定、同法第七条の三第一項の改正規定（第二号に係る部分に限る。）同法第七条の三第三項の改正規定、同法第八条第一項の改正規定並びに同法別表第二二七・〇九号の改正規定（同号の（2）に係る部分に限る。）及び同法別表第一二七・一〇号の改正規定（同号の（四）のAの（1）及び（2）の（i）、同号の（四）のBの（1）及び（2）の（i）並びに同号の（四）のCの（1）及び（2）の（i）に係る部分に限る。）石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の施行により保税地域から引き取られる原油並びに重油及び粗油について石油税が課されることとなる日

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

第二条

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

2 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税暫定措置法（以下「新暫定法」という。）別表第五の第二欄の（1）のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の（2）のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三〇〇円と、同表の第二欄の（3）のGに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の（4）のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三七〇円として、新暫定法第八条の五の規定を適用する。

第三条 昭和五十三年四月一日から附則第一条第三号に掲げる日の前日までの間においては、新暫定法別表第一第二七・〇九号中「五三〇円」とあるのは「六四〇円」と、新暫定法第七条第一項第一号又は第七条の第三項第一号中「四百四十円」とあるのは「五百三十円」として、新暫定法第二条第一項又は第七条第一号若しくは第七条の第三項第一号の規定を適用する。  
（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項、第七条の第三項若しくは第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一第二七・一〇号の一の（四）に掲げる物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の第二項又は第七条の第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる日から三月以内（新暫定法第七条の第二項の規定を受ける者が関税暫定措置法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十二号）附則第四項に規定する同法による改正前の関税暫定措置法第七条の第三項の規定の適用を受けた者である場合には四月以内）に新暫定法第七条第四項、第七条の第二項又は第七条の第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、これらの規定中「五百三十円」とあるのは、「六百二十円」として、これらの規定を適用する。  
（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十四年三月九日法律第二号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法（以下「旧暫定法」という。）第七条第一項第一号又は第七条の第三項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十五年三月三十一日法律第七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中関税率法第五条、第八条、第九条及び第十一条の改正規定、第二条中関税法第五条、第六条の第二項第二号、第十二条第七項第三号、第十四条第一項及び第七十二条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第八条の六第一項の改正規定（第六条から第八条まで、第九条第一項）を「第六条、第七条、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第二項」に改める部分に限る。千九百七十九年四月十二日ジュネーブで作成された関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日又は関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定が日本国について効力を生ずる日のいずれか遅い日  
（罰則に対する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十六年三月三十一日法律第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、第三条第十一号の改正規定、第四条第一項の表の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二十二條第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の表の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二條の第二項の表の改正規定並びに附則第五条から第八条まで、第十条及び第十一条の規定は、同年五月一日から施行する。

附 則 （昭和五十六年三月三十一日法律第九号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条の四第一項第四号又は第八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十六年五月二十七日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 改正後の所得税法第二百四十四条第二項、法人税法第六百六十四条第二項、相続税法第七十一条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三十一条第二項、地方道路税法第十七条第二項、石油ガス税法第三十一条第二項、石油税法第二十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、トランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二十八条第二項、取引所税法第二十条第二項、関税法百七十七条第二項、関税暫定措置法第十四条第二項、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第六項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後にした所得税法第二百三十八条第一項、法人税法第五十九条第一項、相続税法第六十八条第一項、酒税法第五十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十五条第一項、砂糖消費税法第三十五条第一項、揮発油税法第二十七条第一項、地方道路税法第十五条第一項、石油ガス税法第二十八条第一項、石油税法第二十四条第一項、物品税法第四十四条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、入場税法第二十五条第一項、取引所税法第十六条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項若しくは第十八条後段、関税法百十条第一項から第三項まで、関税暫定措置法第十二条第一項、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十三条第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十七年三月三十一日法律第九号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十八年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条又は前条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十八年五月二十四日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十九年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第二号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正前の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品のうち、同条の規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品に該当しないもので施行日前に輸出されたものに係る関税暫定措置法第八条第一項の規定による関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十九年四月二十三日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中酒税法第二十二条の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。

(罰則に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十九年八月一〇日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)  
**第二十六条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
**第二十七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附則 (昭和六〇年三月三〇日法律第一〇号)**  
 (施行期日)  
 1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)  
 2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則 (昭和六〇年二月二〇日法律第九六号)**  
 (施行期日)  
 1 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

(経過措置)  
 2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第八条の七の軽減税率の適用を受けた改正前の同法別表第一第二七・一〇号の(一)のCの(b)の(1)若しくは(2)、第二七・一一号の(2)の(i)、第三八・一九号の五の(三)の(一)又は第七八・〇一号の(一)のAに掲げる物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則 (昭和六一年三月三十一日法律第一五号)**  
 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)  
 第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
 第三条 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則 (昭和六二年三月三十一日法律第一三〇号)**  
 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法別表第三第七六・〇一号を削る改正規定は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)  
 第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第三号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
 第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則 (昭和六二年六月二〇日法律第八〇号)**  
 (施行期日等)

第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約(次項において「品目表条約」という。)の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

2 この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

3 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)  
 第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第八条の七の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
 第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則 (昭和六二年九月二五日法律第九六号)**  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

**附則 (昭和六三年三月三十一日法律第五〇号)**  
 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第二条中関税暫定措置法第七条第一項及び第七条の二第一項の改正規定、同法第七条の三の見出し及び同条第一項から第四項までの改正規定並びに同法別表第一(A)第二七・〇九項を削る改正規定及び同表第二七・〇一〇号の改正規定(「六四〇円」を「五三〇円」に改める部分に限る。)は、昭和六十三年八月一日から施行する。

(特定の期間において適用すべき新暫定法別表第一(A)第二七・〇一〇号に掲げる物品に対する税率)  
**第二条** 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法(以下「新暫定法」という。)別表第一(A)第二七・〇一〇号中「四六円」とあるのは、「五六円」として、新暫定法第二条の規定を適用する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 昭和六十三年四月一日から同年七月三十一日までの間においては、第二条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第一項若しくは第四項中「昭和六十三年三月三十一日」とあるのは、「昭和六十三年七月三十一日」として、これらの規定を適用する。

**2** 新暫定法第七条第一項、第七条の二第一項又は第七条の三第四項の規定は、昭和六十三年八月一日以後に輸入された関税納付済み原油等(新暫定法第七条第一項に規定する関税納付済み原油等をいう。以下同じ。)に係る関税の還付について適用し、同日前に輸入された関税納付済み原油等に係る関税の還付については、なお従前の例による。

**3** この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

**4** 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

**5** この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一(A)第八四二七・一〇号若しくは第八四二七・二〇号又は旧暫定法別表第一(B)第二七・一・一二号の(1)、第二七・一・一三号の(1)、第二七・一・一四号の(2)の(i)若しくは第二七・一・一九号の(1)の(i)に該当する物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為及び前条第二項から第五項までの規定により従前の例によることとされる関税の還付若しくは軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十三年二月三〇日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 及び二 略

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イ からリまで 略

又 附則第八十二条及び第八十三条の規定、附則第八十四条の規定(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項及び第二項の改正規定に限る。)並びに附則第八十六条から第九十九条まで及び第一百一条から第一百五十九条までの規定

附則 (平成元年三月三十一日法律第二三三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税暫定措置法別表第一(A)第二〇〇・二・九〇号の改正規定、同表第二〇・〇九項を削る改正規定及び同表第二二・〇三項中第二二・〇三・二〇号を削る改正規定 平成元年七月一日

二 第三条中関税暫定措置法第七条の五の次に一条を加える改正規定及び同法別表第一中「暫定関税率表(第一条)の下に、「第七条の六、第八条」を加える改正規定(「、第七条の六」を加える部分に限る。)並びに附則第七条の規定 平成三年四月一日

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)第六条の二若しくは第六条の三の規定により関税の免除を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一(A)第一〇〇五・九〇号に掲げるともろこしのうちポップコーンの製造に使用するもの(爆裂種のものに限る。)については、なお従前の例による。

**2** この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二年三月三十一日法律第十七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)第七条第一項又は第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

- 一 旧暫定法別表第一(A)第二七〇・〇〇号の(一)のCの(b)の(1)に掲げる揮発油のうちアンモニアの製造に使用するもの
- 二 旧暫定法別表第一(A)第六九〇・九・一〇号の(1)及び第六九〇・九・一九号の(1)に掲げる物品
- 三 旧暫定法別表第一(A)第八四一・四・四〇号の(2)並びに第八四一・四・八〇号の(1)の(i)及び(2)に掲げる物品
- 四 旧暫定法別表第一(A)第八四一・五・八二号の(2)の(i)に掲げる物品並びに第八四一・五・九〇号に掲げる部分品のうち主として税関空港において航空機内の空気の温度及び湿度の調整に使用する機器のもの
- 五 旧暫定法別表第一(A)第八四二・五・一一号、第八四二・五・一九号、第八四二・五・三一號、第八四二・五・三九号、第八四二・五・四二号及び第八四二・五・四九号に掲げる物品
- 六 旧暫定法別表第一(A)第八四二・六・一二号、第八四二・六・四一號、第八四二・六・四九号、第八四二・六・九一號及び第八四二・六・九九号に掲げる物品
- 七 旧暫定法別表第一(A)第八四二・七・九〇号に掲げる物品
- 八 旧暫定法別表第一(A)第八四二・八・二〇号、第八四二・八・三二號の(1)、第八四二・八・三三號、第八四二・八・三九号及び第八四二・八・九〇号の(1)に掲げる物品
- 九 旧暫定法別表第一(A)第八四三・一・一〇号、第八四三・一・二〇号、第八四三・一・三九号及び第八四三・一・四九号の(1)に掲げる物品
- 十 旧暫定法別表第一(A)第八六〇・九・〇〇号に掲げる物品
- 十一 旧暫定法別表第一(A)第八七〇・一・二〇号及び第八七〇・一・九〇号の(2)に掲げる物品
- 十二 旧暫定法別表第一(A)第八七〇・九・一一号、第八七〇・九・一九号及び第八七〇・九・九〇号に掲げる物品
- 十三 旧暫定法別表第一(A)第八七一・六・三一號、第八七一・六・三九号、第八七一・六・四〇号及び第八七一・六・九〇号に掲げる物品

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成三年三月三〇日法律第十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成四年一月一日から施行する。

一 略

- 二 第二条中関税暫定措置法別表第一(A)第〇三・〇五項から第〇三・〇七項まで、第〇四・〇三項、第〇四・〇四・一〇号、第〇四・〇六・一〇号、第〇九・〇二項、第〇九・〇九項、第一五・一九項、第一八〇六・二〇号、第二二〇六・〇〇号、第三五〇二項、第三八〇六・一〇号、第四二・〇二項、第五九一・一〇号、第六一・〇四項、第六四・〇六項、第七三〇八・〇四号、第八二〇一・五〇号、第八四一・一六項、第八四一・八・五〇号、第八四一・七〇項、第八五・二二項、第八五・二八項、第八七・〇二項、第九〇・二五項、第九〇・二九項及び第九五・〇六項の改正規定、同表(B)第一五・一九項、第二二〇六・〇〇号、第二八・一八項、第二八五〇・〇〇号、第三八〇九・九二号及び第三八〇九・九二号の改正規定、同表(B)第三八〇九・九三号とする改正規定、同表(B)第四二・〇二項、第四八二・〇三〇号、第五九一・一〇号、第六二・〇四項、第六三・〇六項、第九五・〇六項及び第九六〇三・二一號の改正規定、同法別表第二第〇三・〇五項から第〇三・〇七項まで、第〇九・〇二項、第〇九・〇九項、第一五・一九項、第一八〇六・二〇号及び第二二〇六・〇〇号の改正規定、同法別表第三第〇二・〇二項、第四二・〇二項、第六一・〇四項及び第六二・〇四項の改正規定並びに同法別表第四第六四・〇六項の改正規定

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成四年三月三十一日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成五年三月三十一日法律第一号)



(施行期日)  
 第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)  
 第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
 第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年三月三十一日法律第二十五号) 抄  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)  
 第五条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、施行日以後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
 第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年三月三十一日法律第二十七号) 抄  
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年二月二十八日法律第二十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条、第四条(別表第一(A))を「別表第一」に改める部分に限る。第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日)から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の関税暫定措置法第三条又は第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成七年三月三十一日法律第五十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

- 一 旧暫定法別表第一一七〇二・九〇号の四の(二)に掲げる物品
- 二 旧暫定法別表第一二二〇八・四〇号に掲げる物品
- 三 旧暫定法別表第二二七一〇・〇〇号の一の(一)のCの(b)の(1)に掲げる揮発油のうちガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの
- 四 旧暫定法別表第二八二六・二〇号に掲げる物品

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年三月三十一日法律第十九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

第三条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成八年五月二九日法律第五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成九年三月二六日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法(次項において「旧暫定法」という。)第六条第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成九年五月三〇日法律第六二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中関税暫定措置法第十条の二の次に二条を加える改正規定 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第二十一号)中沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第十八条の二を同法第十八条の七とし、同条の次に一条を加える改正規定(同法第十八条の七とする部分を除く。)及び同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一〇年六月二二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中関税暫定措置法第八条の四第五項の改正規定 繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の廃止の日(平成十一年七月一日)

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附則（平成二十一年三月三十一日法律第二十九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附則（平成二十一年二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第一千三百五十五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

## 附則（平成二十二年三月三十一日法律第二六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節第七條の五を第七條の十七とする改正規定、同法第七條の四の改正規定、同条を同法第七條の十六とする改正規定、同法第七條の三の改正規定、同法第七條の十五とする改正規定、同法第七條の二の改正規定、同条を同法第七條の十四とし、同法第七條の次に二條を加える改正規定、同法第九條、第九條の二、第十條から第十三條まで、第十四條、第十四條の二、第二十四條、第五十八條の二（見出しを含む。）、第六十二條の十五、第六十七條、第六十八條、第七十二條、第七十三條、第九十七條及び第二百五條の改正規定、同法第一百三條の三とし、同法第一百三條の次に一條を加える改正規定、同法第一百五條及び第一百六條の改正規定、同法第一百七條の改正規定（「第一百三條の二」を「第一百三條の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第一百三條の三」に、「第六号まで（許可）」を「第七号まで（許可）」に改める部分に限る。）、第四條中関税暫定措置法第十條の三及び第十條の四の改正規定並びに附則第五條及び第七條から第十六條までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第四條の規定による改正前の関税暫定措置法第七條の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前條の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附則（平成二十三年三月三十一日法律第二一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五條の規定並びに附則第七條、第八條、第十條、第十三條及び第十五條の規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に第四條の規定による改正前の関税暫定措置法（次項、第三項及び次条において「旧暫定法」という。）第十條の四第一項の規定により関税の払戻しを受けることができることとなつた場合における関税の払戻しについては、なお従前の例による。

2 旧暫定法第十條の四第一項の規定によりされた承認は、第四條の規定による改正後の関税暫定措置法（次項において「新暫定法」という。）第十條の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

3 前項の規定により新暫定法第十條の四第一項の規定によりされた承認を受けている同項の小売業者が施行日前に輸入された物品を施行日から二月を経過する日までの間に販売した場合は、旧暫定法第十條の四（第二項を除く。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律（附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為並びに前條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる関税の払戻し及び同條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧暫定法第十條の四の規定による関税の払戻しに係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附則（平成二十四年三月三十一日法律第一六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税暫定措置法第七條の六の次に二條を加える改正規定（第七條の七を加える部分に限る。）、この法律の公布の日

二 第二条中関税暫定措置法第七條の三第一項の改正規定（「条約に規定する税率」を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七條の八及び第八條の二において「協定税率」という。）」に改める部分に限る。）、同法第七條の六の次に二條を加える改正規定（第七條の八を加える部分に限る。）、及び同法第八條の二第一項第二号の改正規定 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税暫定措置法（以下この条において「新暫定法」という。）第七條の七第三項又は第十二項の調査（以下この項及び次項において「新暫定法調査」という。）の対象となる貨物について前條第一号に定める日前に開始された関税率法第九條第六項の調査（以下この項において「定率法調査」という。）が継続している場合であつて、当該定率法調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十二條一の規定に基づき中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）が世界

貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書（次項において「加入議定書」という。）第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該定率法調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

2 新暫定法調査の対象となる貨物について前条第一号に定める日前に開始された加入議定書第十六節2、3又は8の規定に係る調査（以下この項において「施行前調査」という。）が継続している場合であつて、当該施行前調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、加入議定書第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該施行前調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

3 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二〇八・六〇号に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二七〇・一〇号の（一）のCの（b）の（2）に掲げる物品

6 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、新暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

7 この法律の施行前に旧暫定法第十条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、同条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項又は第五項の規定により従前の例によることとされる関税の軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年二月四日法律第二二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三十一日法律第二二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二二〇七・一〇号の（一）又は二に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二二〇八・九〇号の（一）のA又はBに掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年七月四日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三十一日法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一月二五日法律第一四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成一七年三月三十一日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法の目次の改正規定（第四十一条の二を「第四十一条の三」に改める部分を除く。）、同法第二条第一項第四号の二の改正規定、同法第六条の二第一項第二号への改正規定、同法第七条の五第一号の改正規定及び同号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える改正規定、同法第七条の十二第一項第二号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号に次のように加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第九条第三項及び第四項の改正規定、同法第九条の三第一項第三号の

改正規定、同法第二章第四節の二中第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十四条第一項第四号及び第二項第五号並びに第四項の改正規定、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第九十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条）を「電子帳簿保存法第四項」に改める部分及び同項の表の上欄中「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」を「電子帳簿保存法」に改める部分を除く。）、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定（この規定により）を「（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により」に改める部分に限る。）、同法第九十五条第一項第四号の二の改正規定、同法第九十五条第五号の改正規定（第九十四条第一項の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同法第十一章第二節中第三百三十七条の前に一条を加える改正規定、同法第三百三十七条の改正規定、同法第三百三十八条第一項の改正規定並びに同法第四百十条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中関税暫定措置法第十一条第一項の改正規定及び同法第十三条の改正規定並びに附則第三条第一項、第五項及び第六項、附則第六条並びに附則第七条の規定、附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び附則第十一条の規定 平成十七年十月一日

## 二 略

三 第五条中関税暫定措置法第七条の五第一項第一号及び第二号の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第七条の六第一項第一号及び第二号の改正規定並びに同条第二項の改正規定（輸入数量）の下に「（第八条の七第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。第七項において同じ。）」を加える部分に限る。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日

## （罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則（平成十八年三月三十一日法律第一七号）抄

#### （施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 及び二 略

三 第三条の規定、第五条中関税法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、第七条中同法第六十九条の二第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六十九条の三の改正規定、同法第六十九条の四の改正規定、同法第六十九条の五の改正規定、同法第六十九条の六第八項第一号の改正規定、同法第六十九条の八第一項第十号の改正規定、同法第六十九条の七の改正規定（「前条第十項」を「第六十九条の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）」に改める部分を除く。）、同法第七十五条の改正規定（「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。）及び同法第八十条の四の改正規定（「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分に限る。）並びに第十条の規定並びに附則第三条の規定及び附則第十三条の規定 平成十九年一月一日

#### 四から六まで 略

七 第一条中関税率法第九条の改正規定、第九条中関税暫定措置法第七条の八の改正規定、同法第七条の九の次に一条を加える改正規定及び同法第八条の七の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条の規定 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日

## （関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行前に第九条の規定による改正前の関税暫定措置法（次項において「旧暫定法」という。）第六条第一項又は第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第八条の九第一項の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二七〇九・〇〇号の（一）に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二七一〇・一九号の（三）のAの（一）及びBの（一）に掲げる物品

## （罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 附 則（平成十八年二月八日法律第一〇五号）抄

#### （施行期日）

第一条 この法律中第七条の十の次に一条を加える改正規定、第八条の八の次に一条を加える改正規定及び附則第二条の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から、その他の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又は平成十九年四月一日のいずれか早い日から施行する。

### 附 則（平成十九年三月三十一日法律第二〇号）抄

#### （施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十五条の二を同法第十五条の三とし、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第八十条の四から第九十条の二までの改正規定、同法第一百一条の改正規定、同法第一百三十三号の三から第一百四十四条までの改正規定、同法第一百四十四条の二の改正規定（同条第九号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第一百五十五条の改正規定、同法第一百五十五条の二の改正規定（「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」

を加える部分に限る。)、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十六条から第六十八条までの改正規定及び同法第三十六条の二の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第十七条の改正規定並びに附則第十一条中通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第六十六条の改正規定及び附則第十三条の規定 平成十九年六月一日

## 二 略

三 第二条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定(「当該許可ごと」を削る部分に限る。)、同法第三十四条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第五十条から第五十五条までの改正規定、同法第六十一条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十九条の十二の改正規定、同法第七十九条の改正規定、同法第一百一条の改正規定、同法第一百五十五条の改正規定及び同法第一百八号の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定(「同法第六十二条」を「同法第六十一条の四」に改める部分に限る。)、及び同法第十三条第一項の改正規定(「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。)、並びに附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百十二号)第七条の改正規定、附則第七條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定及び同法第十条の改正規定、附則第十一条中通関業法第二条第一号イの(一)の(四)の改正規定並びに附則第十四条の規定 平成十九年十月一日

## 四 略

五 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定(「同法第六十二条」を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。)、及び同法第八条の六第四項の改正規定(「郵便物を受け取った旨の通知」の規定による通知)を「(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による提示」に改める部分に限る。)、並びに次条、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九條の規定、附則第八条の規定、附則第十条の規定及び附則第十二條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

六 第五条の規定及び附則第九条の規定 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

## (関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十九年度に限り、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の五の規定の適用については、同条第一項第一号中「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は関税率法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十号)第四条の規定による改正前の関税暫定措置法(第三項において「旧暫定法」という。)

## (罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成二〇年三月三十一日法律第五号) 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 一 及び二 略

三 第四条の規定 生糸の輸入に係る調整等に関する法律(平成二十年法律第十二号)の施行の日

## (罰則に関する経過措置)

第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成二二年三月三十一日法律第一四号) 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

## (罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成二二年三月三十一日法律第一三三号) 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

## (罰則に関する経過措置)

第二条 この法律(前条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則 (平成二三年三月三十一日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定 平成二十四年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十四年三月三十一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中関税暫定措置法第十三条の改正規定及び同法第十四条の改正規定 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十五年三月三十一日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年三月三十一日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月三十一日法律第二二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年十一月十九日法律第一一〇号)

(施行期日)

1 この法律は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

(オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止に関する経過措置)

2 平成二十六年年度に限り、この法律による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「その年度の初日」とあるのは、「オーストラリア協定の効力発生の日」とする。

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年三月三十一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条中関税暫定措置法別表第一第〇四〇二・一〇号の改正規定及び同法別表第一の三第〇四〇二・一〇号の改正規定 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

附 則 (平成二十八年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中関税法第九条の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定（「第十二条第八項」を「第十二条第九項（延滞税）」に改める部分を除く。）、同法第十四条の二第二項の改正規定及び同法第七十二条の改正規定並びに第五条の規定 平成二十九年一月一日

四 略

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年二月一六日法律第一〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 略

二の二 附則第十八条の規定 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 三 第四条中関税暫定措置法別表第一の三第〇四〇四・一〇号の改正規定（「九九円」の下に「（発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、三五％及び一キログラムにつき一一〇円）」を加える部分に限る。）及び附則第三条第一項の規定 発効日の前日

四 附則第十九条の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日の前日

五 第四条の二の規定 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日における同号に掲げる改正規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の三第〇四〇四・一〇号の規定の適用については、同号中「発効日」とあるのは、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日」とする。

2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度における環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）に係る第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「、政令で定める日」とあるのは、「政令で定める日」とし、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日とする。

3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる年度の属する環太平洋パートナーシップ協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）に係る第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「、政令で定める日」とあるのは、「政令で定める日」とし、環太平洋パートナーシップ協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日とする。

（罰則に関する経過措置）

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（調整規定）

第十九条 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第四条のうち次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第七条の五の改正規定</p>	<p>第七条の五第一項第一号中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものを政令で定めるところにより税関長が認めるところにより税関長が認めたものに係る輸入数量と当該経済連携協定の原産品とされるもの（当該経済連携協定の原産品とされるもの）の合計数量」に改める。</p>	<p>第七条の五を次のように改める。</p>
<p>第十二条の二中第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定及び同条を第十二条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定</p>	<p>環太平洋包括的及び先進的な協定</p>	<p>環太平洋協定</p>



第十二条の次に二条を加える改正規定  
環太平洋包括的及び先進的協定  
環太平洋包括的及び先進的協定  
環太平洋包括的及び先進的協定  
環太平洋協定  
環太平洋協定

別表第一の三第〇四〇二・一〇号の改正規定  
環太平洋包括的及び先進的協定  
環太平洋協定

2 前項の場合において、第四条の二のうち次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条の規定（同法第七条の五の改正規定に限る。）は、適用しない。

第十二条の二の改正規定

貨物（一）の下に「環太平洋パートナーシップ協定（第十二条の四第四項及び第十二条の五第一項において「環太平洋協定」という。）又は」を加え、「以下を」。	を「。又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定（第十二条の四第四項及び第十二条の五第一項において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）
--	---

環太平洋包括的及び先進的協定  
環太平洋協定

第十二条の三第一項及び第二項の改正規定  
環太平洋包括的及び先進的協定  
環太平洋協定

第十二条の四第四項の改正規定  
職員に  
環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品の  
品目別原産地規則）  
A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）  
環太平洋協定

環太平洋包括的及び先進的協定  
環太平洋協定

第十二条の五第一項の改正規定  
税関長は、  
環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品の  
品目別原産地規則）  
A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）  
環太平洋協定

環太平洋包括的及び先進的協定  
環太平洋協定

第十二条の五第二項の改正規定  
環太平洋包括的及び先進的協定  
環太平洋協定

3 第一項の場合において、附則第一条、第二条及び第三条第一項中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定」とあるのは「環太平洋パートナーシップ協定」と、附則第一条第五号中「附則第三条第三項」とあるのは「附則第三条第二項」と、「環太平洋パートナーシップ協定」とあるのは「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定」とする。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第三十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定（同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二十一の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下この号及び第四号において「地位協定臨特法」という。）第十一条第三項の改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四月一日

三及び四 略

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる関税の軽減に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十九年六月一六日法律第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

〇三〇三・九一	魚の肝臓、卵及びしらこ	七%
〇三〇三・五四	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	七%
〇三〇三・九九	二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	四・二%
〇三〇三・〇四	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限定のものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)	七%
<p>二 附則第十七条及び第十八条の規定 平成三十年三月三十一日          (調整規定)          第十八条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。          附 則 (平成三十年三月三十一日法律第八号) 抄          (施行期日)          第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。          (罰則に関する経過措置)          第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。          附 則 (平成三十年七月六日法律第七〇号) 抄          (施行期日)          第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。          一 次条及び附則第三条の規定 この法律の公布の日又は不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)の公布の日のいずれか遅い日          (不正競争防止法等改正法の一部改正に伴う調整規定)          第三条 この法律の施行の日(附則第五条において「施行日」という。)が不正競争防止法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二号第三項の改正規定中「附則第二号第三項」とあるのは「附則第二号」とし、前条の規定は、適用しない。          附 則 (平成三十一年三月三〇日法律第一一〇号) 抄          (施行期日)          1 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。          附 則 (令和二年三月三十一日法律第九号) 抄          (施行期日)          第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。          (罰則に関する経過措置)          第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。          (政令への委任)          第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。          別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)          関税率法別表の番号品名</p>		
〇三〇三	魚(冷凍したものに限定のものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	税率
〇三〇三・〇三	にしん(クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ)、かたくちいわし(エングラウリス属のもの)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま(ラストレルリゲル属のもの)、さわら(スコムペロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カラックス属のもの)、すぎ(ラキケントロン・カナドウム)、まながつお(バムプス属のもの)、さんま(コロラピス・サイラ、むろあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトウス・ヴェルロス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)	
〇三〇三・五四	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	七%
〇三〇三・九一	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	
〇三〇三・九九	二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	四・二%
〇三〇三・〇四	その他のもの	
〇三〇三・〇三	二 その他のもの	
〇三〇三・九九	(一) にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)のうち	七%
〇三〇三・〇四	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	七%

○三〇四・九四	その他のもの（冷凍したものに限り。） すけそうだら（テラグラ・カルコグラマン）のうち すり身	
○三〇四・九五	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグラマン）を除く。） 一 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のうち すり身	四 ・ 二 %
○三〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限り）とし、殻を除いてあるかないかを問わない。くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） いか	
○三〇七・四三	冷凍したもののうち もんごういか、するめいか（トダロデス・パキフィクス）、アメリカおおかいか（ドシディクス・ギガス）、じんどういか（ロリオルス属のもの）、まついか（イルレクス属のもの）及びほたるいか（ワタセニア・スキンティランクス）以外のもの ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。） 脂肪分が全重量の百分以下のもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもののうち この号の一、第〇四〇一・二〇号の一、第〇四〇一・四〇号の一並びに第〇四〇一・五〇号の一の（一）及び（二）に掲げるミルク及びクリーム、第〇四〇三・一〇号の（一）並びに第〇四〇三・九〇号の一の（一）の（一）の（一）及び（二）の（一）及び（二）及び（三）の（一）及び（二）に掲げるバターミルク等、第〇四〇四・九〇号の一の（一）及び（二）の（一）及び（二）並びに（三）の（一）及び（二）に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第一八〇六・二〇号の一の（一）及び第一八〇六・九〇号の二の（一）のAに掲げるコアを含有する調製食品、第一九〇一・一〇号の一の（一）及び（二）のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の一の（二）のA及びBに掲げる調製食品、第二〇〇一・二〇号の二の（一）のA及びB並びに第二〇〇一・二〇号の二の（二）のA及びBに掲げるコーヒール等をもととした調製品並びに第二〇〇六・一〇号の一並びに第二〇〇六・九〇号の一の（一）及び（二）に掲げる調製食品について、一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、第一八・〇六項、第一九・〇一項、第二一・〇一項及び第二一・〇六項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	三 ・ 五 %
○四〇一・二〇	脂肪分が全重量の百分を超え六百分以下のもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもののうち	
○四〇一・四〇	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 脂肪分が全重量の百分を超え一〇百分以下のもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもののうち	二 五 %
○四〇一・五〇	脂肪分が全重量の百分を超えるもの 一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の三三百分以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。） （一） 脂肪分が全重量の四五百分以下のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの （二） その他のものうち	二 五 %
○四〇二	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	二 五 %
○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五百分以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたもの	



	<p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を三〇%受けて輸入するもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を三〇%受けて輸入するもの</p> <p>二 その他の他のもの</p> <p>(一) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を三〇%受けて輸入するもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>この号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリームについて、一、五〇〇トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定め数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの</p> <p>二 その他のものうち</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の八%を超えるもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を三〇%受けて輸入するもの</p> <p>二 その他のものうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を三〇%受けて輸入するもの</p> <p>バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸化化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)</p> <p>ヨーグルト</p> <p>一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。)のうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの</p> <p>(二) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの</p> <p>(一) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	
〇四〇二・九九		二五%
〇四〇三・一〇		三五%
〇四〇三・九〇		三五%
〇四〇三・九〇		三五%

○四・〇四	<p>その他のもの</p> <p>(二) 脂肪分が全重量の一・五%を超え二六%以下のもの</p> <p>(一) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のもののうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(三) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの</p> <p>(一) バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のもののうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>	二五%
○四〇四・一〇	<p>その他のもの</p> <p>ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)</p> <p>一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の五%以下のもの</p> <p>(一) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>(一) 無機質を濃縮したホエイのうち</p> <p>この号の一の(一)の(2)の(i)及び(二)の(2)の(i)に掲げる無機質を濃縮したホエイについて、一四、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。)以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(i) その他のもの</p> <p>1 砂糖を加えたものうち</p> <p>配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、この号の一の(一)の(2)の(i)の1及び2並びに(二)の(2)の(i)の1及び2に掲げるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のものについて、四五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。)以内のもの</p> <p>2 その他のものうち</p> <p>配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの</p>	無税

	<p>乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、この号の(一)の(一)の(二)の(i)の2及び(二)の(2)の(i)の2並びに第○四○四・九○一○号の(一)の(二)の(2)、(二)の(2)及び(三)の(2)に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品について、二五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号及び第○四○四・九○号において「乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。)以内のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>(一) 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(i) 無機質を濃縮したホエイのうち</p> <p>無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(i) その他のもの</p> <p>1 砂糖を加えたもののうち</p> <p>配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>2 その他のもののうち</p> <p>配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの</p> <p>(1) 砂糖を加えたもののうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の一・五%を超え三〇%以下のもの</p> <p>(1) 砂糖を加えたもののうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(三) 脂肪分が全重量の三〇%を超えるもの</p> <p>(1) 砂糖を加えたもののうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド</p> <p>バター</p> <p>一 脂肪分が全重量の八五%以下のもの</p>
○四○四・九○	
○四○五・一○	
○四○五・一○	





〇七・一三	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	
〇七三・一〇	えんどう(ピスム・サティヴム)	
	二 その他のもの	
	(二) その他のものうち	
	この号の二の(二)に掲げるえんどう、第〇七三・三二号に掲げる小豆、第〇七三・三三号の二の(二)に掲げるいんげん豆、第〇七三・三四号の二の(二)に掲げるバンバラ豆、第〇七三・三五号の二の(二)に掲げるささげ、第〇七三・三九号の二の(二)に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第〇七一三・五〇号の二の(二)に掲げるそら豆、第〇七三・六〇号の二の(二)に掲げるき豆及び第〇七三・九〇号の二の(二)に掲げるその他の乾燥した豆について、一二〇、〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの	一〇%
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
〇七三・三二	小豆(ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス)のうち	
	共通の限度数量以内のもの	一〇%
〇七三・三三	いんげん豆(ファセオルス・ウルガリス)	
	二 その他のもの	
	(二) その他のものうち	
〇七三・三四	共通の限度数量以内のもの	一〇%
	バンバラ豆(ヴィグナ・スプテルラネア又はヴォアンドゼイア・スプテルラネア)	
	二 その他のもの	
	(二) その他のものうち	
〇七三・三五	共通の限度数量以内のもの	一〇%
	ささげ(ヴィグナ・ウンゲイクラタ)	
	二 その他のもの	
	(二) その他のものうち	
〇七三・三九	共通の限度数量以内のもの	一〇%
	その他のもの	
	二 その他のもの	
	(二) その他のものうち	
〇七三・五〇	共通の限度数量以内のもの	一〇%
	そら豆(ヴィギア・ファバ変種マヨル、ヴィギア・ファバ変種エクイナ及びヴィギア・ファバ変種ミノル)	
	二 その他のもの	
	(二) その他のものうち	
〇七三・六〇	共通の限度数量以内のもの	一〇%
	き豆(カヤヌス・カヤン)	
	二 その他のもの	
	(二) その他のものうち	
〇七三・九〇	共通の限度数量以内のもの	一〇%
	その他のもの	
	二 その他のもの	
	(二) その他のものうち	
一〇・〇一	共通の限度数量以内のもの	一〇%
	小麦及びメスリン	
一〇〇一・一一	播種用のものうち	

一〇〇一・一九	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一〇〇一・九一	播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一〇〇一・九九	その他のもの 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二〇%
一〇〇三・一〇	播種用のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一〇〇三・九〇	その他のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	無税
一〇〇五	どうもろこし	
一〇〇五・九〇	その他のもの 二  その他のものうち 関税率法第一三條第一項の規定の適用を受けないものうち 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの コーンスターチの製造に使用するもの 政令で定めるところにより飼料用に供するもの コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	無税
一〇〇六	その他のもの 米	三%
一〇〇六・一〇	もみのうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四條第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九條第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの	無税

一〇〇六・二〇	玄米のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの の 精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）のうち	
一〇〇六・三〇	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの	
一〇〇六・四〇	碎米のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九条第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの	
一〇〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
一〇〇八・六〇	ライ小麦 二 その他のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
一〇〇一	小麦粉及びメスリン粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
一〇〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
一〇〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	
一〇〇二・九〇	その他のもの 一 大麦粉及び裸麦粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 二 ライ小麦粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 三 米粉のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
一〇〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	
一〇〇三・一一	ひき割り穀物、穀物のミール 小麦のものうち	

一一〇三・一九	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>一 大麦又は裸麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二 ライ小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>四 米のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>パレット</p> <p>一 小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>三 とうもろこし又は米のもの</p> <p>(二) 米のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>四 大麦又は裸麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>五 ライ小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>その他の加工穀物(例えば、穀を除き、ロールにかけ、フレック状にし、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレック状にし又はひいたものに限る。)</p> <p>ロールにかけ又はフレック状にした穀物</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの</p> <p>(一) 小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(二) ライ小麦のものうち</p>
一一〇四	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの</p> <p>(一) 小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(二) ライ小麦のものうち</p>
一一〇四・一九	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>その他の穀物のもの</p> <p>一 小麦又はライ小麦のもの</p> <p>(一) 小麦のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(二) ライ小麦のものうち</p>



一一〇八・一三	その他のもの ばれいしよでん粉のうち	この号に掲げるともろこしでん粉(コーンスターチ)、第一一〇八・一三号に掲げるばれいしよでん粉、第一一〇八・一四号に掲げるマニオカ(カッサバ)でん粉、第一一〇八・一九号に掲げるその他のでん粉、第一一〇八・二〇号に掲げるイヌリン、第一九〇一・二〇号の(二)のDの(b)に掲げるペーカリー製品製造用の混合物等及び第一九〇一・九〇号の(二)のDの(b)に掲げる調製食品品について、一五七、〇〇〇トンを超えて、当該年度における当該物品及びコーンスターチの製造に使用するともろこしの需給、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項及び第一九〇一・二〇号において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。)以内のもの	無税
一一〇八・一四	でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの その他のもの マニオカ(カッサバ)でん粉のうち	でん粉等の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの その他のもの	無税 二五%
一一〇八・一九	その他のでん粉のうち	でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	無税
一一〇八・二〇	イヌリンのうち	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの その他のもの	無税
一一〇二・二	でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの 落花生(煎つてないもの)その他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。	でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの 落花生(煎つてないもの)その他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。	二五%
一一〇二・三〇	播種用のものうち	この号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号に掲げる落花生について、七五、〇〇〇トンを超えて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項において「共通の限度数量」という。)以内のもの	一〇%
一一〇二・四一	その他のもの 殻付きのものうち	その他のもの 殻付きのものうち	
一一〇二・四二	共通の限度数量以内のもの 殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)のうち	共通の限度数量以内のもの 殻を除いたもの(割つてあるかないかを問わない。)のうち	一〇%
一一・一一	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及びび仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティウム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及びび仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティウム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	
一一二二・九九	その他のもの 一 こんにやく芋(アモルフオフアルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)のうち	その他のもの 一 こんにやく芋(アモルフオフアルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)のうち	
一八〇六・一〇	数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの チコレートその他のココアを含有する調製食品品 ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。) 一 砂糖を加えたものうち	数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの チコレートその他のココアを含有する調製食品品 ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。) 一 砂糖を加えたものうち	四〇%
一八〇六・一〇	しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの	二五・八%

一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限り。） 一 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。） （一）ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）のうち 二 その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 二 その他のもの （二）砂糖を加えたもの A チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品のうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの B その他のもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの （二） その他のものうち チョコレート製造用のココアを含有する調製食品について、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令無税で定める数量以内のもの その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）	
一八〇六・三二	詰物をしないもの 二 その他のもの （二） 砂糖を加えたものうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの その他のもの	
一八〇六・九〇	（一） 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。） A ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）のうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの （二） その他のもの A 砂糖を加えたものうち チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。） 一 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。） （一） 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの （二） その他のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
一九〇一・一〇	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地	二五%
一九〇一・二〇	一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） 米糞生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。） （二） 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。） A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%

<p>B その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p>	<p>二五%</p>
<p>A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しのに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む)が最大の重量を占めるものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しのに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む)が最大の重量を占めるものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しのに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>D 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a) 小麦でん粉を含有するもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しのに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>(b) その他のもののうち でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの 砂糖を加えたもの</p>	<p>二五%</p>
<p>その他のもの (三) 米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く)のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しのに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	<p>二五%</p>
<p>その他のもの 一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く)、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く)。 (二) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く)。 A 乳脂肪分が全重量の三〇％以下のものうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>	<p>二一%</p>
<p>B その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの (二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く)。 A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるものうち</p>	<p>二一%</p>

一九〇一・九〇



一九・〇四	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>B 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む）、大麦産品（裸麦産品を含む）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む）が最大の重量を占めるもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>C 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む）、大麦産品（裸麦産品を含む）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む）が最大の重量を占めるもののうち政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む）、大麦産品（裸麦産品を含む）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの</p> <p>(a) 小麦でん粉を含有するもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(b) その他のものうち</p> <p>でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(三) 餅、だんごその他これらに類する米産品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>(一) 米の含有量が全重量の三〇％以下のもの</p> <p>(i) 砂糖を加えたもの</p> <p>1 しよ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの</p> <p>2 その他のもの</p> <p>(i i) その他のもの</p> <p>(2) その他のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p> <p>A 砂糖を加えたもの</p> <p>(b) その他のもの</p> <p>二六・六％</p>
一九〇四・一〇	<p>穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品</p> <p>二 米、小麦（ライ小麦を含む）又は大麦（裸麦を含む）のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品</p> <p>(一) 米のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(二) 小麦（ライ小麦を含む）のものうち</p> <p>一九・</p>

一九〇四・二〇	<p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡に係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(二) 大麦(裸麦を含む。)のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡に係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>いつてない穀物のフレックから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレックといった穀物のフレック又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品</p> <p>二 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品</p> <p>(一) 米のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡に係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(二) 小麦(ライ小麦を含む。)のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡に係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>(三) 大麦(裸麦を含む。)のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡に係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	一九・二五
一九〇四・三〇	<p>ブルガー小麦のうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡に係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	一九・二五
一九〇四・九〇	<p>その他のもの</p> <p>一 米のもの</p> <p>(一) 米の含有量が全重量の三〇%以下のもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡に係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第三四条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>二 小麦又はライ小麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡に係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>三 大麦又は裸麦のもののうち</p> <p>政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡に係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>調製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) トマトピューレー及びトマトペーストのうち</p>	二五
二〇〇二・九〇	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) トマトピューレー及びトマトペーストのうち</p>	二五

		トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市無税況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの 調製し又は保存に適合する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適合する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	
二〇・〇五		えんどう（ビスマ・サティヴム）	
二〇〇五・四〇		一 砂糖を加えたもの 二 砂糖を加えたものうち	
		しよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％以上のもの	一％
		さざげ属又はいんげんまめ属の豆	
二〇〇五・五一		一 砂糖を除いた豆 二 砂糖を加えたもの	
		しよ糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％以上のもの	一％
二〇・〇八		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適合する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	
二〇〇八・二〇		パイナップル 一 砂糖を加えたもの 二 気密容器入りのもので、容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）のうち	
		この号の一の（一）及び二の（一）に掲げるパイナップルについて、当該年度における国内需要見込数量から国内で生産されるもの（国内産の生鮮のパイナップルを原料とするものに限る。）の見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
		二 その他のもの （一）気密容器入りのもので、容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	無税
二〇〇八・九九		その他のもの 二 その他のもの （一）砂糖を加えたもの B その他の他のもの （C）第一二二二・二二二号の物品のもの	
		ロ その他の他のもの	一％
二一・〇一		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチョコレートその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	
		コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	
二一〇一・一一		エキス、エッセンス及び濃縮物 一 砂糖を加えたもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの	一六・九％
		エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品	
二一〇一・一二		一 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 （一）砂糖を加えたもののうち しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの 二 コーヒーをもととした調製品 （二）ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの	一％

二一〇一・二一〇	<p>A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>B その他のものうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 砂糖を加えたもの</p> <p>(b) その他のもの</p> <p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品</p> <p>二 茶又はマテをもととした調製品</p> <p>(一) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p> <p>A 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>B その他のものうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 砂糖を加えたもの</p> <p>(b) その他のもの</p> <p>調製食料品(他の項に該当するものを除く。)</p> <p>たんばく質濃縮物及び繊維状にしたたんばく質系物質</p> <p>一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品(たんばく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんばく質の重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。)のうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>植物性たんばく質の調製品</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>B その他のもの</p>	二五%
二一〇六・一〇	<p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>B その他のもの</p>	一・二五%
二一〇六・九〇	<p>その他のもの</p> <p>一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品</p> <p>(一) 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんばく質を加水分解したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のものうち</p> <p>調製食用脂(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。)のうち</p> <p>一八、九七七トンに基づき、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p> <p>ニュージーランドを原産地とするもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p> <p>アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんばく質を加水分解したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p>	二五%



二七二〇・二二	軽質油及びその調製品 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。） （一）揮発油 C その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （二）灯油 B その他のもの （一）ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限り。） （二）その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （三）軽油のうち		
二七二〇・一九	その他のもの 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （一）石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。） （二）灯油 B その他のもの （一）ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限り。） （二）その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （三）軽油のうち		
二七二〇・二〇	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。） （一）揮発油 C その他のものうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （二）灯油 B その他のもの （一）ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限り。） （二）その他のもののうち 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （三）軽油のうち		
二九〇九・一九	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 その他のものうち エチルターシャリブチルエーテルのうちバイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン		無税
三九〇一・一〇	一塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものうち		

	バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの（以下この項において「バイオポリエチレン」という。）		無税
	二 その他のもののうち		
	バイオポリエチレン		無税
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレンのうち		
	バイオポリエチレン		無税
三九〇一・四〇	比重が〇・九四未満のエチレン—アルファ—オレフィン共重合体のうち		
	バイオポリエチレン		無税
三九〇一・九〇	その他のもののうち		
	バイオポリエチレン		無税
四一〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）		
四一〇一・二〇	全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）		
	二 その他のもののうち		
	この号の二、第四一〇一・五〇号の二及び第四一〇一・九〇号の二に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・四一―四一―九号の二、及び二の（二）並びに第四一〇四・四九号の二の（二）及び二の（二）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第四一〇七・一一号の二の（二）、第四一〇七・一二号の二の（二）、第四一〇七・一九号の二の（二）、第四一〇七・九二号の二の（二）並びに第四一〇七・九九号の二の（二）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、各年度において二二四、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第四一〇四項及び第四一〇七項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの		
四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）		
	二 その他のもののうち		
	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		一一％
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）		
	二 その他のもののうち		
	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		一一％
四一〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）		
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		
四一〇四・一一	フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット		
	二 その他のもののうち		
	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		一一％
四一〇四・一九	その他のもの		
	二 その他のもののうち		
	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		一一％
四一〇四・四一	乾燥状態（クラスト）のもの		
	フルグレン（スプリットしてないものに限る。）及びグレンスプリット		
	一 なめしたものと（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの		
	二 その他のもののうち		
	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの		一一％
	二 その他のもの		
	（一） 染色したもののうち		





	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色し又は模様付けしたもののうち</p> <p>共通の限度数量(第二種のもの) 以内のもの</p> <p>染色したものは(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)</p>	
四一〇七・一九	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色し又は模様付けしたもののうち</p> <p>共通の限度数量(第一種のもの) 以内のもの</p> <p>共通の限度数量(第二種のもの) 以内のもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	
四一〇七・九一	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色し又は模様付けしたもののうち</p> <p>共通の限度数量(第一種のもの) 以内のもの</p> <p>共通の限度数量(第二種のもの) 以内のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>フルグレン(スプリットしてないものに限る。)</p>	
四一〇七・九二	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色し又は模様付けしたもののうち</p> <p>共通の限度数量(第一種のもの) 以内のもの</p> <p>共通の限度数量(第二種のもの) 以内のもの</p> <p>染色したものは(水牛革及びローラーレザーを除く。)</p>	
四一〇七・九九	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色し又は模様付けしたもののうち</p> <p>共通の限度数量(第一種のもの) 以内のもの</p> <p>共通の限度数量(第二種のもの) 以内のもの</p> <p>(二) その他のもの</p>	
四一・一一二	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色し又は模様付けしたもののうち</p> <p>共通の限度数量(第一種のもの) 以内のもの</p> <p>共通の限度数量(第二種のもの) 以内のもの</p>	
四一・二二〇〇	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色し又は模様付けしたもののうち</p> <p>共通の限度数量(第一種のもの) 以内のもの</p> <p>共通の限度数量(第二種のもの) 以内のもの</p> <p>染色したものは(水牛革及びローラーレザーを除く。)</p>	

四一・一三	共通の限度数量以内のもの その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	一六%
四一・一三・一〇	やぎのもの 二 その他のもの （一） 染色色し又は模様付けしたもののうち	
五〇・〇一	共通の限度数量以内のもの	一六%
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）のうち この号に掲げる繭の数量（政令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。）及び第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる生糸の数量を合計した数量について、七九八無税トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（第五〇〇二・〇〇号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
五〇〇二・〇〇	生糸（よつてないものに限る。） 二 その他のもののうち	
六四・〇三	共通の限度数量以内のもの 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）	無税
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）のうち この号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号の一及び二の（一）、第六四〇三・九一号の一の（一）及び二の（一）、第六四〇三・九九号の一の（一）及び二の（一）、第六四〇四・二〇号の一の（一）並びに二の（一）のA及び（二）のA、第六四〇五・一〇号の一の（一）並びに第六四〇五・九〇号の一の（一）のA及び（二）のAの（a）に掲げる履物について、各年度において二二、〇一九、〇〇〇足を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項から第六四・〇五項までにおいて「共通の限度数量」という。）以内のもの 室内用履物 その他のもの	二四% 二一・六%
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーカーップを有するものに限る。）のうち 共通の限度数量以内のもの 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	二一・六%
六四〇三・五一	その他のもの その他の履物（本底が革製のものに限る。） くるぶしを覆うもの 一 室内用履物のうち 共通の限度数量以内のもの 二 その他のもの （一） その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの	二四% 二一・六%
六四〇三・五九	その他のもの 一 スリッパその他の室内用履物 （二） その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの 二 その他のもの	二四%

六四〇三・九一	<p>その他の履物</p> <p>くるぶしを覆うもの</p> <p>一 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）</p> <p>二  その他のもののうち</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p>	二一・六%
六四〇三・九九	<p>その他の履物</p> <p>一 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）</p> <p>二  その他のもののうち</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p>	二一・六%
六四〇四	<p>履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）</p> <p>履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>一 甲に毛皮を使用したもの</p> <p>二  その他のもの</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p>	二四%
六四〇四・一九	<p>履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）</p> <p>一 甲に毛皮を使用したもの</p> <p>二  その他のもの</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p>	二四%
六四〇四・二〇	<p>履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）</p> <p>一 甲に毛皮を使用したもの</p> <p>二  その他のもの</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p> <p>（一）甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）のうち</p> <p>（二）キャンバスシューズ</p> <p>A 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）のうち</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p>	二四%
六四〇五	<p>履物</p> <p>一 本底が革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>二  その他のもの</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p>	二四%
六四〇五・一〇	<p>履物</p> <p>一 本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）</p> <p>二  その他のもの</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p>	二四%
六四〇五・九〇	<p>履物</p> <p>一 本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）</p> <p>二  その他のもの</p> <p>共通の限度数量以内のもの</p>	二四%

別表第一の二 別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)	削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザ製のもの</li> <li>(一) 甲に毛皮を使用したもの</li> <li>A 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの</li> <li>(二) その他のもの</li> <li>A 本底が革製のもの</li> <li>(a) 甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)のうち 共通の限度数量以内のもの</li> </ul>	二四%
---	----	---	-----

別表第一の二 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係)

関税率法別品名 表の番号	税率	税率	税率	税率	税率	税率
〇一・〇三 豚(生きているものに限る。)						
〇一〇三・九 一頭の重量が五〇キログラム以上のもの						
二 (一) 一頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格(生きています豚に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるもの区分に応じ、それぞれ同表第一号に定める価格をいう。以下この項において同じ。)から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるもの区分に応じ、それぞれこの号の(一)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの						
〇二・〇一 牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	九・八%	九・五%	九・三%	九%	八・八%	八・五%
〇二〇一・一 枝肉及び半丸枝肉	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二〇一・二 その他の骨付き肉	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二〇一・三 骨付きでない肉	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二〇二 牛の肉(冷凍したものに限る。)	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二〇二・一 枝肉及び半丸枝肉	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%
〇二〇二・二 その他の骨付き肉	四八・一%	四六・二%	四四・三%	四二・三%	四〇・四%	三八・五%







<p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>
<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>九・八%</p>	<p>九・五%</p>	<p>九・三%</p>	<p>九%</p>	<p>八・八%</p>	<p>八・五%</p>
<p>その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)</p>						
<p>〇二一〇・九 その他のもの</p>						
<p>一 豚のもの</p>						
<p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>	<p>一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に得<math>\times</math>一・五を乗じて得た額と課税価格に得<math>\times</math>六を乗じて得た額との差額</p>
<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>九・八%</p>	<p>九・五%</p>	<p>九・三%</p>	<p>九%</p>	<p>八・八%</p>	<p>八・五%</p>
<p>〇四・〇二 ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)</p>						
<p>〇四〇二・二 粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。)</p>						
<p>一 砂糖を加えたものうち</p>						
<p>別表第一第〇四〇二・一〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>三四・一%及び一三三・三%及び一三二・四%及び一三一・五%及び一三〇・七%及び一三六%及び一三〇円</p>	<p>一〇五円三三銭</p>	<p>一〇二円六七銭</p>	<p>一〇〇円</p>	<p>九七円三三銭</p>	<p>九四円六七銭</p>
<p>二 その他のもの</p>						
<p>(一) 幼稚園、小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)</p>						
<p>飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。)</p>						
<p>別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき一〇五円三三銭</p>	<p>一キログラムにつき一〇二円六七銭</p>	<p>一キログラムにつき一〇〇円</p>	<p>一キログラムにつき九七円三三銭</p>	<p>一キログラムにつき九四円六七銭</p>	<p>一キログラムにつき二六%及び一三〇円</p>
<p>(二) その他のものうち</p>						





○四・〇三	二 その他のものうち 別表第一第〇四〇二・九九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの パターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	二九・三%及び一六二五〇銭	二八・五%及び一六一円	二七・八%及び一五九五〇銭	二七%及び一四七五〇銭	二六・三%及び一四三三三銭	二五・五%及び一三五〇〇銭
○四・〇三・九	一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの (一) 脂肪分が全重量の一・五%以下のものうち パターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち 別表第一第〇四〇三・九〇号の一の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの (二) 脂肪分が全重量の一・五%を超え二六%以下のものうち パターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち	三四・一%及び一〇五五三三銭	三三・三%及び一〇二四六七銭	三二・四%及び一〇〇〇円	三一・五%及び九七三三三銭	三〇・七%及び九四四六七銭	二九・七%及び九二〇〇〇銭
○四・〇四	(二) 脂肪分が全重量の二六%を超えるものうち パターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち 別表第一第〇四〇三・九〇号の一の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの (一) に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの (二) 脂肪分が全重量の二六%を超えるものうち パターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち	三四・一%及び一三三八八三銭	三三・三%及び一三五五五五銭	三二・四%及び一三二二五〇銭	三一・五%及び一二九九三三銭	三〇・七%及び一二六六一七銭	二九・七%及び一二三六〇〇〇銭
○四・〇四・一	ホエイ（濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。） ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥してあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの (一) 脂肪分が全重量の五%以下のものうち 別表第一第〇四〇四・一〇号の一の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの (二) その他のものうち 別表第一第〇四〇四・一〇号の一の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一%及び一〇九五〇銭	三三・三%及び一〇九円	三二・四%及び一〇六五〇銭	三一・五%及び一〇四円	三〇・七%及び一〇一五〇銭	二九・七%及び九九五〇〇銭
○四・〇五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド 一 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち	三四・一%及び一五五五八三銭	三三・三%及び一五一四六七銭	三二・四%及び一四七五〇銭	三一・五%及び一四三三三三銭	三〇・七%及び一三九四一七銭	二九・七%及び一三五〇〇〇円

〇四〇五・二	デイリースブレッドのうち	別表第一第〇四〇五・二〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一%及び一三三・三%及び一三二・四%及び一三一・五%及び一三〇・七%及び一三六%及び一キロ	二四〇円	二三四円	二二八円	二二二円	二一六円	〇円
〇四〇五・九	その他のもの	一 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち							
〇四〇五・九	その他のものうち	二 その他のものうち	三四・一%及び一三三・三%及び一三二・四%及び一三一・五%及び一三〇・七%及び一三六%及び一キロ	二四〇円	二三四円	二二八円	二二二円	二一六円	〇円
一〇〇一	小麦及びメスリン	別表第一第〇四〇五・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一%及び一三三・三%及び一三二・四%及び一三一・五%及び一三〇・七%及び一三六%及び一キロ	二四〇円	二三四円	二二八円	二二二円	二一六円	〇円
一〇〇一・二	デュラム小麦	播種用のものうち							
一〇〇一・二	播種用のものうち	別表第一第〇〇一・一一号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき	き一〇円九〇銭	き一〇円五三銭	き一〇円一七銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭
一〇〇一・二	播種用のものうち	その他のもの	一キログラムにつき	き一〇円九〇銭	き一〇円五三銭	き一〇円一七銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭
一〇〇一・九	播種用のものうち	その他のもの	一キログラムにつき	き一〇円九〇銭	き一〇円五三銭	き一〇円一七銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭
一〇〇一・九	播種用のものうち	別表第一第〇〇一・一九号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき	き一〇円九〇銭	き一〇円五三銭	き一〇円一七銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭
一〇〇一・九	播種用のものうち	その他のもの	一キログラムにつき	き一〇円九〇銭	き一〇円五三銭	き一〇円一七銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭
一〇〇三	大麦及び裸麦	播種用のものうち							
一〇〇三・一	播種用のものうち	別表第一第〇〇三・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき	き一〇円九〇銭	き一〇円五三銭	き一〇円一七銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭
一〇〇三・一	播種用のものうち	その他のもの	一キログラムにつき	き一〇円九〇銭	き一〇円五三銭	き一〇円一七銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭
一〇〇三・九	その他のものうち	別表第一第〇〇三・九〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき	き一〇円九〇銭	き一〇円五三銭	き一〇円一七銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭
一〇〇三・九	その他のものうち	その他のもの	一キログラムにつき	き一〇円九〇銭	き一〇円五三銭	き一〇円一七銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭
一〇〇六	米	別表第一第〇〇三・九〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき	き一〇円九〇銭	き一〇円五三銭	き一〇円一七銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭
一〇〇六・一	もみのうち		一キログラムにつき	き一〇円九〇銭	き一〇円五三銭	き一〇円一七銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭	き九円八〇銭



〇一〇三・二ベレット	四 米のものうち 別表第一一〇三・一九号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三一円二三銭	一キログラムにつき き三〇円四七銭	一キログラムにつき き二九円七〇銭	一キログラムにつき き二八円九三銭	一キログラムにつき き二八円一七銭	一キログラムにつき き五四円
一 小麦のものうち	一 小麦第一一〇三・二〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 三 とうもろこし又は米のもの (二) 米のものうち	一キログラムにつき き三一円二三銭	一キログラムにつき き三〇円四七銭	一キログラムにつき き二九円七〇銭	一キログラムにつき き二八円九三銭	一キログラムにつき き二八円一七銭	一キログラムにつき き二七円四〇銭
四 大麦又は裸麦のものうち	別表第一一〇三・二〇号の三の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三六円	一キログラムにつき き二五円	一キログラムにつき き三四円	一キログラムにつき き三三円	一キログラムにつき き三二円	一キログラムにつき き五四円
五 ライ小麦のものうち	別表第一一〇三・二〇号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三一円二三銭	一キログラムにつき き三〇円四七銭	一キログラムにつき き二九円七〇銭	一キログラムにつき き二八円九三銭	一キログラムにつき き二八円一七銭	一キログラムにつき き二七円四〇銭
一・〇四	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレック状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレック状にし又はひいたものに限る。) ロールにかけ又はフレック状にした穀物						
九 一〇四・一	その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のものうち 別表第一一〇四・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 二 とうもろこし又は米のもの (二) 米のものうち	一キログラムにつき き三六円七銭	一キログラムにつき き三五円一三銭	一キログラムにつき き三四円二〇銭	一キログラムにつき き三三円二七銭	一キログラムにつき き三二円三三銭	一キログラムにつき き三一円四〇銭
三 大麦又は裸麦のものうち	別表第一一〇四・一九号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三八円三銭	一キログラムにつき き二七円七銭	一キログラムにつき き二六円一〇銭	一キログラムにつき き二五円一三銭	一キログラムにつき き二四円一七銭	一キログラムにつき き四九円
九 一〇四・二	その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のものうち 別表第一一〇四・二九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 二 米のものうち 別表第一一〇四・二九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 三 大麦又は裸麦のものうち	一キログラムにつき き三一円二三銭	一キログラムにつき き三〇円四七銭	一キログラムにつき き二九円七〇銭	一キログラムにつき き二八円九三銭	一キログラムにつき き二八円一七銭	一キログラムにつき き二七円四〇銭

別表第一第一一〇四・二九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの		一キログラムにつき き四三九三銭	一キログラムにつき き四二四八七銭	一キログラムにつき き四一九八〇銭	一キログラムにつき き四〇〇七三銭	一キログラムにつき き三九四六七銭	一キログラムにつき き三八四六〇銭
一・〇八	でん粉及びイヌリン						
一・〇八・一	小麦でん粉のうち						
一	別表第一第一一〇八・一一号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三九四九〇銭	一キログラムにつき き三八四八〇銭	一キログラムにつき き三七七〇七〇銭	一キログラムにつき き三六四六〇銭	一キログラムにつき き三五五〇〇銭	一キログラムにつき き三四四四〇銭
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び豚のもの						
一六〇二・四	もも肉及びこれを分割したもの						
一	一 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額
一六〇二・四	（一）課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	九・八％	九・五％	九・三％	九％	八・八％	八・五％
二	一六〇二・四 肩肉及びこれを分割したもの						
一	一 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額	一キログラムにつき 一キログラムにつき き豚肉加工品に係る 基準輸入価格に 一・五を乗じて得 た額と課税価格に 〇・六を乗じて得 た額との差額
（一）	課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	九・八％	九・五％	九・三％	九％	八・八％	八・五％
（二）	課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	九・八％	九・五％	九・三％	九％	八・八％	八・五％
一六〇二・四	その他のもの（混合物を含む。）						
九	二 その他のもの						
	（一） ハム及びベーコン（滅菌したものを除く）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量						



<p>療法用のものを除く。)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。)</p> <p>(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p> <p>A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるものうち</p>	<p>一キログラムにつき き三九円九〇銭</p>	<p>一キログラムにつき き三八円八〇銭</p>	<p>一キログラムにつき き三七円七〇銭</p>	<p>一キログラムにつき き三六円六〇銭</p>	<p>一キログラムにつき き三五円五〇銭</p>	<p>一キログラムにつき き三四円四〇銭</p>
<p>〇 一九〇一・九その他のもの</p> <p>一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの)に限り、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り)の、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p> <p>(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p> <p>A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるものうち</p>	<p>一キログラムにつき き三六円</p>	<p>一キログラムにつき き三五円</p>	<p>一キログラムにつき き三四円</p>	<p>一キログラムにつき き三三円</p>	<p>一キログラムにつき き三二円</p>	<p>一キログラムにつき き三一円</p>
<p>別表第一一九〇一・二〇号の(二)のDの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p> <p>(二) 米菓生地(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)のうち</p> <p>別表第一一九〇一・二〇号の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき き三三六円</p>	<p>一キログラムにつき き三三六円</p>	<p>一キログラムにつき き三三六円</p>	<p>一キログラムにつき き三三六円</p>	<p>一キログラムにつき き三三六円</p>	<p>一キログラムにつき き三三六円</p>



<p>別表第一一九〇一・九〇号の二の(二)のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>					<p>一キログラムにつき き六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき き五四円</p>
<p>B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む)が最大の重量を占めるものうち</p>					<p>一キログラムにつき き二八円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき き二七円四〇銭</p>
<p>別表第一一九〇一・九〇号の二の(二)のBに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき き三一円二三銭</p>	<p>一キログラムにつき き三〇円四七銭</p>	<p>一キログラムにつき き二九円七〇銭</p>	<p>一キログラムにつき き二八円九三銭</p>	<p>一キログラムにつき き二八円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき き二七円四〇銭</p>
<p>C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む)が最大の重量を占めるものうち</p>					<p>一キログラムにつき き三二円</p>	<p>一キログラムにつき き三一円</p>
<p>別表第一一九〇一・九〇号の二の(二)のCに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>	<p>一キログラムにつき き三六円</p>	<p>一キログラムにつき き三五円</p>	<p>一キログラムにつき き三四円</p>	<p>一キログラムにつき き三三円</p>	<p>一キログラムにつき き三二円</p>	<p>一キログラムにつき き三一円</p>
<p>D 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの</p>	<p>一キログラムにつき き三九円九〇銭</p>	<p>一キログラムにつき き三八円八〇銭</p>	<p>一キログラムにつき き三七円七〇銭</p>	<p>一キログラムにつき き三六円六〇銭</p>	<p>一キログラムにつき き三五円五〇銭</p>	<p>一キログラムにつき き三四円四〇銭</p>
<p>(a) 小麦でん粉を含有するものうち</p>					<p>一キログラムにつき き六五円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき き五四円</p>
<p>別表第一一九〇一・九〇号の二の(三)のDの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>					<p>一キログラムにつき き五九円一七銭</p>	<p>一キログラムにつき き四九円</p>
<p>(二) 餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法の適用を受けるもの以外のもの)</p>						
<p>別表第一一九〇一・九〇号の二の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの</p>						

一九〇四・二

○ 米、小麦(ライ小麦を含む)又は大麦(裸麦を含む)のいずれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食

料品











二	サゴでん粉以外のもの	一キログラムにつき四五〇銭	一キログラムにつき四四三銭	二キログラムにつき四二〇銭	一キログラムにつき四〇三銭	一キログラムにつき三九七銭	一キログラムにつき三九七銭
二	関税率表第一〇八・二〇号に掲げる物品	円五〇銭	円三三銭	円一七銭	円八三銭	円八三銭	九円六七銭
二	関税率表第一二〇二・三〇号に掲げる物品	一キログラムにつき二二五円九四銭	一キログラムにつき二二二円九八九銭	二キログラムにつき二二二円七七八銭	一キログラムにつき二二二円七二二銭	一キログラムにつき二二二円七二二銭	一キログラムにつき二二二円七二二銭
二	関税率表第一二〇二・四一号又は第一二〇二・四二号に掲げる物品のうち		九円八九銭	三円八三銭	一七円七八銭	一円七二銭	〇五円六七銭
二	関税率表第一二二二・九九号の一に掲げる物品	一キログラムにつき一、〇六八円九四銭	一キログラムにつき一、〇四一元五六銭	一キログラムにつき一、〇四一元七銭	一キログラムにつき九八六円七八銭	九円三九銭	三二円
二	関税率表第一八〇六・二〇号の一(一)、第一八〇六・九〇号の二の(一)のA、第一九〇〇・一〇号の一(一)又は第一九〇一・二〇号の一(一)のAに掲げる物品	一キログラムにつき一、九〇六・二〇号の一(一)、第一九〇六・九〇号の二の(一)のA、第一九〇〇・一〇号の一(一)又は第一九〇一・二〇号の一(一)のAに掲げる物品	八・九%及び一キログラムにつき二五三元	八・六%及び一キログラムにつき二四六円三三銭	八・四%及び一キログラムにつき二二九円六六銭	八・二%及び一キログラムにつき二二三元	七・九%及び一キログラムにつき二二六円三三銭
二	関税率表第一九〇一・一〇号の一(二)又は第一九〇一・二〇号の一(二)のBに掲げる物品	一キログラムにつき四四三円	八・九%及び一キログラムにつき四三二円六七銭	八・六%及び一キログラムにつき四二〇円三三銭	八・四%及び一キログラムにつき四〇九円	八・二%及び一キログラムにつき三九七円六七銭	七・九%及び一キログラムにつき三八六円三三銭
二	関税率表第一九〇一・九〇号の一(一)のAに掲げる物品	一キログラムにつき二五九円六七銭	一キログラムにつき二五三元	一キログラムにつき二四六円三三銭	一キログラムにつき二二九円六六銭	一キログラムにつき二二三元	一キログラムにつき二二六円三三銭
二	関税率表第一九〇一・九〇号の一(二)のBに掲げる物品	一キログラムにつき四四三円	一キログラムにつき四三二円六七銭	一キログラムにつき四二〇円三三銭	一キログラムにつき四〇九円	一キログラムにつき三九七円六七銭	一キログラムにつき三八六円三三銭
二	関税率表第一九〇一・二〇号の一(二)のDの(b)又は第一九〇一・九〇号の一(二)のDの(b)に掲げる物品	一キログラムにつき四五〇銭	一キログラムにつき四四三円	一キログラムにつき四三二円六七銭	一キログラムにつき四二〇円三三銭	一キログラムにつき四〇九円	一キログラムにつき三九七円六七銭
二	関税率表第二〇一・二〇号の二(一)のA又は第二〇一・二〇号の二(一)のAに掲げる物品	一キログラムにつき二五九円六七銭	一キログラムにつき二五三元	一キログラムにつき二四六円三三銭	一キログラムにつき二二九円六六銭	一キログラムにつき二二三元	一キログラムにつき二二六円三三銭
二	関税率表第二〇一・二〇号の二(一)のB又は第二〇一・二〇号の二(一)のBに掲げる物品	一キログラムにつき四四三円	一キログラムにつき四三二円六七銭	一キログラムにつき四二〇円三三銭	一キログラムにつき四〇九円	一キログラムにつき三九七円六七銭	一キログラムにつき三八六円三三銭
二	関税率表第二〇六・一〇号の一に掲げる物品	一キログラムにつき四四三円	一キログラムにつき四三二円六七銭	一キログラムにつき四二〇円三三銭	一キログラムにつき四〇九円	一キログラムにつき三九七円六七銭	一キログラムにつき三八六円三三銭
二	関税率表第二〇六・九〇号の一(一)に掲げる物品	一キログラムにつき二五九円六七銭	一キログラムにつき二五三元	一キログラムにつき二四六円三三銭	一キログラムにつき二二九円六六銭	一キログラムにつき二二三元	一キログラムにつき二二六円三三銭
二	関税率表第二〇六・九〇号の一(二)に掲げる物品のうち	一キログラムにつき二五九円六七銭	一キログラムにつき二五三元	一キログラムにつき二四六円三三銭	一キログラムにつき二二九円六六銭	一キログラムにつき二二三元	一キログラムにつき二二六円三三銭
二	調製食用脂(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。)以外のもの	一キログラムにつき四四三円	一キログラムにつき四三二円六七銭	一キログラムにつき四二〇円三三銭	一キログラムにつき四〇九円	一キログラムにつき三九七円六七銭	一キログラムにつき三八六円三三銭

二	関税率表第二一〇六・九〇号の(一)に掲げる物品のうち	一・四%及び一キログラムにつき四四三円	一・一%及び一キログラムにつき四三一円六七銭	一〇・八%及び一キログラムにつき四二〇円三三銭	一〇・五%及び一キログラムにつき四〇九円	一〇・二%及び一キログラムにつき三九七円六七銭	九・九%及び一キログラムにつき三八六円三三銭
七	調製食用脂(第四〇・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。)		銭	銭		銭	三銭
二	関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品	一キログラムにつき九六一銭	一キログラムにつき九三二円一七銭	一キログラムにつき九一〇円四四銭	一キログラムにつき八五七円二銭	一キログラムにつき八六一円四一銭	一キログラムにつき八四一円
八	関税率表第五〇〇二・〇〇号に掲げる物品	四円六一銭	九円八九銭	五円一七銭	九〇円四四銭	五円七二銭	四一円
九	関税率表第五〇〇二・〇〇号に掲げる物品	六六七円九四銭	五九九円五六銭	五三一円一七銭	二、四六二円七八銭	三九四円三九銭	二、三二六円
別表第一の七	課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税対象品目表(第七条の四関係)						
項名	品目						
一	関税定率法別表(以下この表において「関税率表」という。)第四〇一・一〇号の一に掲げる物品						
二	関税率表第四〇一・二〇号の一に掲げる物品						
三	関税率表第四〇一・四〇号の一又は第四〇一・五〇号の一(一)に掲げる物品						
四	関税率表第四〇一・五〇号の一(二)に掲げる物品						
五	関税率表第四〇二・一〇号の一に掲げる物品						
六	関税率表第四〇二・一〇号の二(一)に掲げる物品のうち 学校等給食用のもの						
七	関税率表第四〇二・一〇号の二(二)に掲げる物品のうち 飼料用のもの						
八	関税率表第四〇二・一〇号の二(三)に掲げる物品						
九	関税率表第四〇二・二一号の一(一)に掲げる物品						
一〇	関税率表第四〇二・二一号の一(二)に掲げる物品						
一一	関税率表第四〇二・二二号の二(一)に掲げる物品のうち 学校等給食用のもの						
一二	関税率表第四〇二・二二号の二(二)に掲げる物品のうち 飼料用のもの						
一三	関税率表第四〇二・二二号の二(三)に掲げる物品						
一四	関税率表第四〇二・二九号の一(一)に掲げる物品						
一五	関税率表第四〇二・二九号の一(二)に掲げる物品						
一六	関税率表第四〇二・二九号の二に掲げる物品						
一七	関税率表第四〇二・九一号の一(二)に掲げる物品						
一八	関税率表第四〇二・九一号の二に掲げる物品						
一九	関税率表第四〇二・九九号の一(二)に掲げる物品						
二〇	関税率表第四〇二・九九号の二に掲げる物品						
二一	関税率表第四〇三・一〇号の一に掲げる物品						
二二	関税率表第四〇三・九〇号の一(一)に掲げる物品						
二三	関税率表第四〇三・九〇号の一(二)に掲げる物品						
二四	関税率表第四〇三・九〇号の一(三)に掲げる物品						
二五	関税率表第四〇四・一〇号の一(一)に掲げる物品						
二六	関税率表第四〇四・一〇号の一(二)に掲げる物品						
二七	関税率表第四〇四・九〇号の一(一)に掲げる物品						
二八	関税率表第四〇四・九〇号の一(二)に掲げる物品						
二九	関税率表第四〇四・九〇号の一(三)に掲げる物品						



三〇	関税率表第〇四〇五・一〇号の一、第〇四〇五・二〇号又は第〇四〇五・九〇号の一に掲げる物品
三一	関税率表第〇四〇五・一〇号の二又は第〇四〇五・九〇号の二に掲げる物品
三二	関税率表第〇七一三・一〇号の二の(二)に掲げる物品
三三	関税率表第〇七一三・三二号に掲げる物品
三四	関税率表第〇七一三・三三号の二の(二)に掲げる物品
三五	関税率表第〇七一三・三四号の二の(二)又は第〇七一三・三五号の二の(二)に掲げる物品 竹小豆以外のもの
三六	関税率表第〇七一三・三九号の二の(二)に掲げる物品のうち 竹小豆
三七	関税率表第〇七一三・五〇号の二の(二)に掲げる物品
三八	関税率表第〇七一三・六〇号の二の(二)又は第〇七一三・九〇号の二の(二)に掲げる物品
三九	関税率表第〇一〇一・一〇号又は第〇一〇一・一九号に掲げる物品
四〇	関税率表第〇一〇一・九一号又は第〇一〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン
四一	関税率表第〇一〇一・九一号に掲げる物品のうち メスリン以外のもの
四二	関税率表第〇一〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもので飼料用のもの
四三	関税率表第〇一〇三・一〇号に掲げる物品 関税率表第〇一〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの以外のもの
四四	関税率表第〇一〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの
四四の二	関税率表第〇一〇六・一〇号に掲げる物品
四四の三	関税率表第〇一〇六・二〇号に掲げる物品
四四の四	関税率表第〇一〇六・三〇号に掲げる物品
四四の五	関税率表第〇一〇六・四〇号に掲げる物品
四五	関税率表第〇一〇八・六〇号の二に掲げる物品
四六	関税率表第〇一〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの
四七	関税率表第〇一〇一・〇〇号に掲げる物品のうち グルタミン酸ソーダ製造用のもの以外のもの
四八	関税率表第〇一〇二・九〇号の一に掲げる物品
四九	関税率表第〇一〇二・九〇号の二に掲げる物品
四九の二	関税率表第〇一〇二・九〇号の三に掲げる物品
五〇	関税率表第〇一〇三・一一号に掲げる物品
五一	関税率表第〇一〇三・一九号の一に掲げる物品
五二	関税率表第〇一〇三・一九号の二に掲げる物品
五二の二	関税率表第〇一〇三・一九号の四に掲げる物品
五三	関税率表第〇一〇三・二〇号の一に掲げる物品
五三の二	関税率表第〇一〇三・二〇号の三の(二)に掲げる物品



七九の二	関税率表第一九〇一・二〇号の(三)に掲げる物品	
八〇	関税率表第一九〇一・九〇号の(一)のAに掲げる物品	
八一	関税率表第一九〇一・九〇号の(一)のBに掲げる物品	
八一の二	関税率表第一九〇一・九〇号の(二)のAに掲げる物品	
八二	関税率表第一九〇一・九〇号の(二)のBに掲げる物品	
八三	関税率表第一九〇一・九〇号の(二)のCに掲げる物品	
八四	関税率表第一九〇一・九〇号の(二)のDの(a)に掲げる物品	
八五	関税率表第一九〇一・九〇号の(二)のDの(b)に掲げる物品	
八五の二	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	
八五の三	関税率表第一九〇四・一〇号の(一)に掲げる物品	
八六	関税率表第一九〇四・一〇号の(二)又は第一九〇四・二〇号の(一)に掲げる物品	
八七	関税率表第一九〇四・一〇号の(三)又は第一九〇四・二〇号の(三)に掲げる物品	
八七の二	関税率表第一九〇四・二〇号の(一)に掲げる物品	
八七の三	関税率表第一九〇四・三〇号又は第一九〇四・九〇号の二に掲げる物品	
八七の四	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	
八八	削除	
八九	関税率表第一九〇四・九〇号の三に掲げる物品	
九〇	関税率表第二〇一・一二号の(一)のAに掲げる物品	
九一	関税率表第二〇一・一二号の(一)のBに掲げる物品	
九二	関税率表第二〇一・二〇号の(一)のAに掲げる物品	
九三	関税率表第二〇一・二〇号の(一)のBに掲げる物品	
九四	関税率表第二〇六・一〇号の(一)に掲げる物品	
九五	関税率表第二〇六・九〇号の(一)に掲げる物品	
九六	関税率表第二〇六・九〇号の(二)に掲げる物品のうち 調製食用脂(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。)	
九七	関税率表第二〇六・九〇号の(二)に掲げる物品のうち 調製食用脂(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。)	
九七の二	関税率表第二〇六・九〇号の(一)のAに掲げる物品	
九八	関税率表第二〇六・九〇号の(一)のBの(a)に掲げる物品	
九九	関税率表第二〇六・九〇号の(一)のBの(b)に掲げる物品	
一〇〇	関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品	
一〇一	玉糸 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち	
一〇二	玉糸以外のもの 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち	
一〇三	玉糸以外のもの 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち	
一〇四	玉糸以外のもの 関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち	
別表第一の八	豚肉等に係る特別緊急関税に係る暫定関税率表(第七条の六関係)	
関税率法別品名		
表の番号		税率



〇二〇三・二	二  その他のもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムにつき	き七三七円一銭	き七二八円二三銭	き六九九円三三銭	き六八〇円四四銭	き六六一円五六銭	き六四二円六七銭	
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき	き七三〇円一銭	き七三一円二銭	き七〇〇円三三銭	き六八〇円四四銭	き六六一円五六銭	き六四二円六七銭	
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき	六・五%	六・四%	六・三%	六%	五・九%	五・七%	
		骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）								
		二 その他のもの								
		(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムにつき	き五五二円四四銭	き五三八円二三銭	き五二四円	き五〇九円七七銭	き四九五円五六銭	き四八一円三三銭	
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき	き五五五円四四銭	き五四八円二三銭	き五三二円四四銭	き五一七円七七銭	き四九二円五六銭	き四七三円六七銭	
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき	六・五%	六・四%	六・三%	六%	五・九%	五・七%	
		冷凍したもの								
		枝肉及び半丸枝肉								
〇二〇三・一	二  その他のもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムにつき	き七三七円一銭	き七二八円二三銭	き六九九円三三銭	き六八〇円四四銭	き六六一円五六銭	き六四二円六七銭	
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき	き七三〇円一銭	き七三一円二銭	き七〇〇円三三銭	き六八〇円四四銭	き六六一円五六銭	き六四二円六七銭	
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき	六・五%	六・四%	六・三%	六%	五・九%	五・七%	
		その他のもの								
		(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムにつき	き七三七円一銭	き七二八円二三銭	き六九九円三三銭	き六八〇円四四銭	き六六一円五六銭	き六四二円六七銭	
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき	き七三〇円一銭	き七三一円二銭	き七〇〇円三三銭	き六八〇円四四銭	き六六一円五六銭	き六四二円六七銭	
		(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき	六・五%	六・四%	六・三%	六%	五・九%	五・七%	
		その他のもの								
		(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムにつき	き七三七円一銭	き七二八円二三銭	き六九九円三三銭	き六八〇円四四銭	き六六一円五六銭	き六四二円六七銭	
		(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき	き七三〇円一銭	き七三一円二銭	き七〇〇円三三銭	き六八〇円四四銭	き六六一円五六銭	き六四二円六七銭	

〇二〇三・二	<p>九 二  その他のもの</p> <p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p>	準輸入価格と課税価格との差額 六・五%	準輸入価格と課税価格との差額 六・四%	準輸入価格と課税価格との差額 六・三%	準輸入価格と課税価格との差額 六%	準輸入価格と課税価格との差額 五・九%	準輸入価格と課税価格との差額 五・七%
〇二〇六・三	<p>〇二〇六・三 二  その他のもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの</p> <p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</p> <p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p> <p>食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬又はヒニのもの)で、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。</p> <p>豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</p>	準輸入価格と課税価格との差額 六・五%	準輸入価格と課税価格との差額 六・四%	準輸入価格と課税価格との差額 六・三%	準輸入価格と課税価格との差額 六%	準輸入価格と課税価格との差額 五・九%	準輸入価格と課税価格との差額 五・七%
〇二〇六・四	<p>〇二〇六・四 二  その他のもの</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの</p> <p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</p> <p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p> <p>豚のもの(冷凍したものに限る。)</p>	準輸入価格と課税価格との差額 六・五%	準輸入価格と課税価格との差額 六・四%	準輸入価格と課税価格との差額 六・三%	準輸入価格と課税価格との差額 六%	準輸入価格と課税価格との差額 五・九%	準輸入価格と課税価格との差額 五・七%
〇二〇一・〇	<p>〇二〇一・〇 二  その他のもの</p> <p>(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの</p> <p>肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール</p>	準輸入価格と課税価格との差額 六・五%	準輸入価格と課税価格との差額 六・四%	準輸入価格と課税価格との差額 六・三%	準輸入価格と課税価格との差額 六%	準輸入価格と課税価格との差額 五・九%	準輸入価格と課税価格との差額 五・七%
〇二二〇・一	<p>〇二二〇・一 二  その他のもの</p> <p>骨付きのものも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)</p>	準輸入価格と課税価格との差額 六・五%	準輸入価格と課税価格との差額 六・四%	準輸入価格と課税価格との差額 六・三%	準輸入価格と課税価格との差額 六%	準輸入価格と課税価格との差額 五・九%	準輸入価格と課税価格との差額 五・七%

<p>〇二一〇・二</p>	<p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格(豚肉加工品に係る基準輸入価格(別表第一の第三に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ別表第四項第二号に定める価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ。))を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(2)に定める率(例えば、一三・一%の場合は一三・一%)に〇・六を加えた数で除し、これに一・五を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ。)以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき 一・三・一%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・四%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・三%</p>
<p>二</p>	<p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき 一・三・一%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・四%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・三%</p>
<p>〇二一〇・一</p>	<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき 一・三・一%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・四%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・三%</p>
<p>九</p>	<p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき 一・三・一%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・四%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・三%</p>
<p>〇二一〇・九</p>	<p>その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)</p>	<p>一キログラムにつき 一・三・一%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・四%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・三%</p>
<p>一六・〇二</p>	<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき 一・三・一%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・四%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・三%</p>
<p>豚のもの</p>	<p>その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血</p>	<p>一キログラムにつき 一・三・一%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二・四%</p>	<p>一キログラムにつき 一・二%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・七%</p>	<p>一キログラムにつき 一・一・三%</p>

<p>一六〇二・四も肉及びこれを分割したもの</p>						
<p>一 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>
<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一・五を乗じて得た額と課税価格に</p>	<p>〇・六を乗じて得た額と課税価格に</p>	<p>〇・六を乗じて得た額と課税価格に</p>	<p>〇・六を乗じて得た額と課税価格に</p>	<p>〇・六を乗じて得た額と課税価格に</p>	<p>〇・六を乗じて得た額と課税価格に</p>
<p>二 肩肉及びこれを分割したもの</p> <p>一 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>
<p>(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの</p>	<p>一・五を乗じて得た額と課税価格に</p>	<p>〇・六を乗じて得た額と課税価格に</p>	<p>〇・六を乗じて得た額と課税価格に</p>	<p>〇・六を乗じて得た額と課税価格に</p>	<p>〇・六を乗じて得た額と課税価格に</p>	<p>〇・六を乗じて得た額と課税価格に</p>
<p>九 一六〇二・四その他のもの(混合物を含む)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) ハム及びベーコン(滅菌したものを除く)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)</p> <p>(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>	<p>一キログラムにつき一キログラムに係る基準輸入価格に</p>
	<p>た額との差額</p>	<p>た額との差額</p>	<p>た額との差額</p>	<p>た額との差額</p>	<p>た額との差額</p>	<p>た額との差額</p>
	<p>一三・一%</p>	<p>一二・七%</p>	<p>一二・四%</p>	<p>一二%</p>	<p>一一・七%</p>	<p>一一・三%</p>



(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価  
格を超えるもの

一三・一%

一一・七%

一一・四%

一一・七%

一一・三%

別表第二 農水産物等特恵関税率表(第八条の二関係)

関稅定率法別表の番号品名

〇二・〇六

食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。)

税率

〇二・〇六・三〇

二 その他のもの

(一) 臓器

豚のもの(冷凍したものに限り。)

肝臓

二 その他のもの

二 その他のもの

(一) 臓器

肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。)

鶏(ガルス・ドメスティクス)のもの

分割したものと及びくずのもの(冷凍したものに限り。)

一 肝臓

七面鳥のもの

分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)

分割してないもの(冷凍したものに限り。)

分割したものと及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)

分割したものと及びくずのもの(冷凍したものに限り。)

一 肝臓

二 その他のもの

あひるのもの

分割してないもの(冷凍したものに限り。)

脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)

その他のもの(冷凍したものに限り。)

肝臓

その他のもの

がちょうのもの

分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)

分割してないもの(冷凍したものに限り。)

脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)

その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)

その他のもの(冷凍したものに限り。)

一 肝臓

二 その他のもの

ほろほろ鳥のもの

一 肝臓(冷凍したものに限り。)

二 その他のもの

家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。)

〇二・〇九

四・八%

〇二〇九・一〇	豚のもの		三%
〇二〇九・九〇	その他のもの		三%
〇三・〇一	魚（生きているものに限る。） 観賞用の魚		
〇三〇一・一一	淡水魚		
〇三〇一・一九	二その他のもの		無税
〇三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
〇三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）		無税
〇三・〇六	四その他のもの 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
〇三〇六・九一	その他のもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）		
〇三〇六・九二	一 くん製したもの 二 その他のもの ロブスター（ホマルス属のもの）		三・二% 四%
〇三〇六・九三	二 その他のもの かに		四%
〇三〇六・九四	一 くん製したもの ノルウエーロブスター（ネフロブス・ノルヴェギクス）		七・二%
〇三〇六・九五	一 くん製したもの 二 その他のもの シュリンプ及びブロン		三・二% 四%
〇三〇六・九九	一 くん製したもの 二 その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		三・二% 四%
〇三・〇七	（一） えび （二） その他のもの 二 その他のもの （一） えび		四% 七・二% 三・二%
〇三〇七・一九	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） かき その他のもの 一 くん製したもの 貝柱以外のもの い貝（ミュテイルス属又はペルナ属のもの）		六・四%

○三〇七・三九	その他のもの 一 くん製したもののうち		
	貝柱以外のもの		
	たこ(オクトパス属のもの)		
○三〇七・五一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		五%
○三〇七・五二	冷凍したもの		五%
○三〇七・五九	その他のもの 一 くん製したもの		六・四%
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝(海棲 <sup>ウミヅミ</sup> のものを除く。)		六・四%
	二 くん製したもの		
	クラム、コックル及びアーケシエル(ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、またがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの)		
○三〇七・七九	その他のもの 一 くん製したもののうち		
	貝柱以外のもの		
	二 その他のもの		六・四%
	(三) その他のものうち		
	はまぐり(乾燥したものに限り。)		九%
	あわび(ハリオテイス属のもの)及びそでぼら(ストロムプス属のもの)		
○三〇七・八七	その他のあわび(ハリオテイス属のもの)		
	一 くん製したもの		六・四%
○三〇七・八八	その他のそでぼら(ストロムプス属のもの)		
	一 くん製したもの		六・四%
○三〇七・九九	その他のもの(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限り。を含む。)) その他のもの		
	一 くん製したもののうち		
	スキヤロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱以外のもの		六・四%
○三・〇八	水棲無脊椎動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限り。)、甲殻類及び軟体動物を除く。)、くん製した水棲無脊椎動物(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。))並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限り。)		
	なまこ(ステイコプス・ヤボニクス及びなまこ綱のもの)		
○三〇八・一九	その他のもの 一 くん製したもの		六・四%
	うに(バラケントロトウス・リヴァイドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキヌス・エスクレントウス及びストロンギユロケントロトウス属のもの)		
○三〇八・二九	その他のもの 一 くん製したもの		六・四%
○三〇八・三〇	くらげ(ロピレマ属のもの)		六・四%
○三〇八・九〇	その他のもの 二 くん製したもの		六・四%
○四・一〇	三 くん製したもの		
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)		
	一 あなつばめの巣		無税
	二 その他のもの		四・五%

〇五・一〇	アンバーgris、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	
〇五・一一	二 その他のもの 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの	無税
〇五一一・九一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	無税
〇五一・九九	二 その他のもの 二 動物性の海綿のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの	無税
〇六・〇四	三 その他のもの 植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こげ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	無税
〇六〇四・二〇	生鮮のもの	無税
〇六〇四・九〇	その他のもの	無税
〇七・〇一	ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
〇七〇一・一〇	種ばれいしよ	無税
〇七・〇五	レタス（ラクトウカ・サテイヴア）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
〇七〇五・二一	チコリー	
〇七〇五・二九	ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュプス変種フォリオスム）	一・五%
〇七・〇六	その他のもの	一・五%
〇七〇六・九〇	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
〇七・〇九	ごぼう	無税
〇七〇九・五九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	きのこと及びトリフ	
	その他のものうち	
	まつたけ及びトリフ	無税
	その他のもの	
〇七〇九・九一	アーティチョーク	一・五%
〇七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	
〇七一一・二〇	オリーブ	四・五%
〇七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	二 その他のもの	
	（二） その他のものうち	
	ケーパー	七・五%
〇七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	
〇七二二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	二 その他のものうち	
	ばれいしよ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一〇%
	たけのこ	七・五%
〇七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	

〇七二・一〇	えんどう(ビスマ・サティヴム)	
	二 その他のもの	
〇七二・二〇	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)	三%
	二 ひよこ豆	
	二 その他のもの	
〇七二・三三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
	いんげん豆(ファセオルス・ヴルガリス)	
	二 その他のもの	
〇七二・三四	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)	三%
	二 バンバラ豆(ヴィグナ・スプレラネア又はヴォアランドセイア・スプレラネア)	
	二 その他のもの	
〇七二・三五	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)	三%
	二 ささげ(ヴィグナ・ウンゲイクラタ)	
	二 その他のもの	
〇七二・三九	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)	三%
	二 その他のもの	
〇七二・四〇	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)	三%
	二 ひら豆	
	二 その他のもの	
〇七二・五〇	そら豆(ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル)	四・三%
	二 その他のもの	
〇七二・六〇	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)	三%
	二 き豆(カヤヌス・カヤン)	
	二 その他のもの	
〇七二・九〇	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)	三%
	二 その他のもの	
〇八・〇一	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)	三%
	二 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシーナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)	
	二 ココヤシの実	
〇八〇一・一一	乾燥したもの	
〇八〇一・一二	内果皮付きのもの	無税
〇八〇一・一九	その他のもの	無税
〇八〇一・二二	ブラジルナット	無税
〇八〇一・二二	殻付きのもの	無税
〇八〇一・二二	殻を除いたもの	無税
〇八・〇二	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)	
	アーモンド	
〇八〇二・一一	殻付きのもの	無税
〇八〇二・一一	二 スイートアーモンド	
〇八〇二・一二	殻を除いたもの	無税
	二 スイートアーモンド	
	二 ヘーゼルナット(コリユルス属のもの)	

〇八〇二・二二	穀付きのもの		無税
〇八〇二・二二	殻を除いたもの		無税
〇八〇二・六一	マカダミアナット		無税
〇八〇二・六一	殻付きのもの		二・五%
〇八〇二・六二	殻を除いたもの		二・五%
〇八〇二・九〇	その他のもの		無税
〇八・〇三	バナナ(プランティンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限り。)		無税
〇八〇三・一〇	プランティン		無税
	一 生鮮のもの	(一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一〇%
		(二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	二〇%
	二 乾燥したもの		無税
〇八〇三・九〇	その他のもの		無税
	一 生鮮のもの	(一) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一〇%
		(二) 毎年一〇月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	二〇%
	二 乾燥したもの		無税
〇八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限り。)		無税
〇八〇四・二〇	いちじく		三%
〇八〇四・四〇	アボカド		無税
〇八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン		無税
〇八・〇六	ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限り。)		無税
〇八〇六・二〇	乾燥したもの		無税
〇八・〇七	パイイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限り。)		無税
〇八〇七・二〇	パイイヤ		無税
〇八・一〇	その他の果実(生鮮のものに限る。)		無税
〇八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー		三%
〇八一〇・三〇	ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグーズベリー		三%
〇八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実		三%
〇八一〇・六〇	ドリアン		二・五%
〇八一〇・九〇	その他のものうち		二・五%
	ランプータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		二・五%
〇八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット(調理しないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限り。砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		四・八%
〇八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグーズベリー		四・八%
	一 砂糖を加えたもの		四・八%
	二 その他のもの		三%
〇八一一・九〇	その他のもの		三%
	一 砂糖を加えたもの		四・八%
			六・九%
	(二) サワーチェリー(ブルヌス・ケラス)		四・八%
	(三) サワーチェリー(ブルヌス・ケラス)		六・九%
	(五) その他のものうち		六%
	パイイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランプータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		六%

		二 その他のもの	
		(二) パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	
		(三) 桃、梨及びベリーのうち	
		(四) その他のものうち	
	〇八・一二	カムカム	二%
	〇八二・九〇	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	
		その他のもの	
		四 その他のもの	
		(三) その他のものうち	
		パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	六%
	〇八・一三	乾燥果実(第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
	〇八三・二〇	ブルー	無税
	〇八三・四〇	その他の果実	
		一 ベリー	四・五%
		二 その他のものうち	
		パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	三・八%
		サントル	四・五%
	〇八三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
		一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの(くり(カスターア属のもの)、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット(コラ属のもの)、第〇八〇二・九〇号のナット又は第〇八三・一〇号から第〇八三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。)	三%
		二 その他のもの	六%
	〇八一・四	かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)	無税
	〇八一四・〇〇	コーヒー(いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物(コーヒーの含有量のいかんを問わない。)	
	〇九・〇一	コーヒー(いつたものに限る。)	
	〇九〇一・二二	カフェインを除いてないもの	一〇%
	〇九〇一・二二	カフェインを除いたもの	一〇%
	〇九〇一・九〇	その他のもの	
	〇九・〇二	二 コーヒーを含有するコーヒー代用物	無税
	〇九〇二・四〇	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	
		その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	
		二 その他のもの	
		(一) 紅茶	二・五%
	〇九・〇三	マテ	
	〇九〇三・〇〇	とうがらし属又はビメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限り。)	六%
	〇九・〇四	ペッパー	





〇九〇九・六一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの 一 小売用の容器入りにしたもの	無税
〇九〇九・六二	破砕し又は粉砕したもの 一 小売用の容器入りにしたもの 二 その他のもの	無税 無税
〇九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	無税
〇九一〇・一一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	
〇九一〇・一二	破砕し又は粉砕したもの B その他のもの 二 その他のもの (一) 小売用の容器入りにしたもの (二) その他のもの	無税 無税 無税 無税
〇九一〇・二〇	サフラン 一 小売用の容器入りにしたもの	無税
〇九一〇・三〇	うこん 一 小売用の容器入りにしたもの その他の香辛料	無税
〇九一〇・九一	この類の注1(b)の混合物 一 カレー 二 その他のもの (一) 小売用の容器入りにしたもの その他のもの 一 小売用の容器入りにしたもの	三・六% 無税 無税 無税
一〇・〇二	ライ麦 播種用のもの	無税
一〇〇二・一〇	二 その他のもの	無税
一〇〇二・九〇	その他のもの	無税
一〇・〇五	とうもろこし 播種用のもの	無税
一〇〇五・一〇	二 その他のもの	一キログラムにつき四円五〇銭
一〇・〇七	グレーンソルガム 播種用のもの	
一〇〇七・一〇	二 その他のもの	無税
一〇〇七・九〇	その他のもののうち	無税
一〇・〇八	関税率法第一三条第一項の適用を受けないもの そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	無税
一〇〇八・四〇	フオニオ(ダイギタリア属のもの)	

一〇〇八・五〇	二 その他のもの キヌア(ケノポダイウム・クイノア)	無税
一〇〇八・九〇	二 その他の穀物	無税
一一〇二	二 その他のもの 穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	無税
一一〇二・九〇	四 その他のもののうち	
一一〇三	ライ麦粉	七・五%
一一〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	
一一〇三・一九	ひき割り穀物及び穀物のミール	
一一〇三・二〇	その他の穀物のもの	
一一〇三・二〇	三 オートのもの	六%
一一〇三・二〇	五 その他のもの	六%
一一〇三・二〇	ペレット	
一一〇三・二〇	二 オートのもの	六%
一一〇四	六 その他のもの	八・五%
一一〇四	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレック状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレック状にし又はひいたものに限る。)	
一一〇四・一二	ロールにかけ又はフレック状にした穀物	
一一〇四・一九	オートのもの	六%
一一〇四・一九	その他の穀物のもの	
一一〇四・二二	四 その他のもの	八・五%
一一〇四・二二	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの)	
一一〇八	オートのもの	六%
一一〇八・一〇	採油用の種又は果実の粉及びミール(マスタードの粉及びミールを除く。)	
一一〇八・九〇	大豆のもの	無税
一一〇八・九〇	その他のもの	無税
一一〇八・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	
一一〇八・二〇	おたねにんじん	
一一〇八・二〇	二 その他のもの	無税
一一〇八・九〇	その他のもの	
一一〇八・九〇	二 除虫菊	
一一〇八・九〇	(一) 生鮮のもの及び乾燥したもの	無税
一一〇八・九〇	(二) その他のもの	三%
一一〇八・九〇	四 その他のもの	
一一〇八・九〇	(二) その他のもの	無税
一一〇八・九〇	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティウム)の根で煎つてないものを含むもの)とし、他の項に該当するものを除く。)	
一一〇八・九〇	海藻その他の藻類	
一一〇八・九〇	食用に適するもの	
一一〇八・九〇	三 その他のもののうち	

一二二・二九	ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	八%
	その他のもの	
	一 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもののうち	
	ふのり属のもの	無税
	その他のもの	
一二二・九四	チコリーの根	四・五%
一二二・九九	その他のもの	
	二 その他のもの	無税
一三・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシククナー（変性させてあるかないかを問わない。）	
一三〇・二〇	ペクチン質、ペクチン酸塩及びペクチン酸塩	無税
一四・〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーシア、ラフィア及びライム樹皮）	
一四〇一・一〇	竹	五%
一四〇一・九〇	その他のもの	
	二 その他のもの	
	(一) くずのつる	無税
	(二) その他のもの	無税
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
一四〇四・九〇	その他のもの	
	二 たぶの木又はへちまのもの	無税
	三 水ごけ	無税
	四 その他のもの	無税
	かしわの葉及びさるとりいばらの葉	無税
	その他のもの	三%
一五・〇五	ウールグリス及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	
一五〇五・〇〇	一 ウールグリス（粗のものに限る。）	無税
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五一・一〇	粗油	無税
一五一・九〇	その他のもの	
	一 パームステアリン	無税
	二 その他のもの	無税
一五・一三	やし（コブラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五三・一一	粗油	無税
一五三・一九	その他のもの	無税
一五三・二二	粗油	無税
一五三・二九	その他のもの	無税
一五・一五	一 パーム核油及びその分別物	無税
一五・三〇	その他の植物性油脂及びその分別物（ホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五・九〇	ひまし油及びその分別物	無税
	その他のもの	

	四  その他のもの (一) 酸価が〇・六を超えるもののうち 米油及びその分別物	
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	
一五二六・一〇	動物性油脂及びその分別物	無税
一五六・二〇	植物性油脂及びその分別物	無税
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	
一五二七・九〇	その他のもの 一 動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。） 二 植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。） (一) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	無税
一五・一八	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税
一五・二〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	無税
一五二〇・〇〇	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	
一五二一・九〇	その他のもの 一 みつろう及び鯨ろう みつろう 鯨ろう 二 その他のもの	六・四％ 無税 無税
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	無税
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの 二 その他のもののうち 気密容器入りのもの 第〇一・〇五項の家さんのもの	三％
一六〇二・三二	七面鳥のもの 二 その他のもの (二) その他のもの	三％
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 二 その他のもの (二) その他のもの	三％
一六・〇三	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	
一六〇三・〇〇		

一キログラムにつき四円二〇銭

	一 肉のエキス及びゼース	六%
	二 その他のもの	六・四%
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	
一六〇四・一一	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	
	さけのうち	
	気密容器入りのもの以外のもの	
一六〇四・一二	にしん	七・二%
一六〇四・一三	いわし	七・二%
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	七・二%
	かつお（気密容器入りのものに限る。）	六・四%
	その他のもの	七・二%
一六〇四・一五	さば	七・二%
一六〇四・一六	かたくちいわし	七・二%
一六〇四・一七	うなぎ	七・二%
一六〇四・一八	ふかひれ	七・二%
一六〇四・一九	その他のもの	七・二%
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	
	一 卵	
	（一） にしん（クルベア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	
	にしん（クルベア属のもの）のもののうち	
	気密容器入りのもの	九・六%
	二 その他のもの	七・二%
	キャビア及びその代用物	
一六〇四・三一	キャビア	四・八%
一六〇四・三二	キャビア代用物	四・八%
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
一六〇五・一〇	かに	
	二 その他のもの	七・二%
	シュリンプ及びブロン	
一六〇五・一一	気密容器入りでないもの	
	一 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩水漬けし若しくは乾燥したものと	三・二%
一六〇五・二九	その他のもの	
	一 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩水漬けし若しくは乾燥したものと	三・二%
一六〇五・三〇	ロブスター	三・二%
	一 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩水漬けし若しくは乾燥したものと	三・二%
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	
	一 えび	
	（一） くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩水漬けし若しくは乾燥したものと	三・二%
	二 その他のもの	七・二%
	軟体動物	
一六〇五・五一	かき	
	一 くん製したもののうち	
	貝柱以外のもの	六・四%
	二 その他のもの	七・二%

一六〇五・五二	スキヤロップ（いたや貝を含む。）	七・二%
一六〇五・五三	い貝	
	一 くん製したもののうち	
	二 その他のもの	六・四%
一六〇五・五四	いか	七・二%
	二 その他のもののうち	
一六〇五・五五	気密容器入りのもの	九%
	たこ	
	一 くん製したもの	六・四%
	二 その他のもの	七・二%
一六〇五・五六	クラム、コックル及びアークシエル	
	一 くん製したもののうち	
	二 その他のもの	六・四%
一六〇五・五七	あわび	七・二%
	一 くん製したもの	六・四%
	二 その他のもの	七・二%
一六〇五・五八	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	
	一 くん製したもの	六・四%
	二 その他のもの	七・二%
一六〇五・五九	その他のもの	
	一 帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	七・二%
	二 その他のもの	
	（一） くん製したものうち	
	貝柱以外のもの	六・四%
	（二） その他のもの	七・二%
	その他の水棲無脊椎動物	
一六〇五・六一	なまこ	
	一 くん製したもの	六・四%
	二 その他のもの	八%
一六〇五・六二	うに	六・四%
	一 くん製したもの	六・四%
	二 その他のもの	八%
一六〇五・六三	くらげ	
	一 くん製したもの	六・四%
	二 その他のもの	八%
一六〇五・六九	その他のもの	
	一 くん製したもの	六・四%
	二 その他のもの	八%
	（一） うに	八%
	（二） くらげ	八%

一七〇・二	(三) その他のもの	七・二%
一七〇二・一一	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)及びカラメル	
一七〇二・一九	乳糖及び乳糖水	四・三%
一七〇二・五〇	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	四・三%
一七〇三	その他のもの	無税
一八〇三・一〇	果糖(化学的に純粋なものに限る。)	三・五%
一八〇三・二〇	ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。)	七%
一八〇五・〇〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	
一八〇六・一〇	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	一〇・
一八〇六・二〇	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	五%
一八〇六・三〇	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	五%
一八〇六・三二	二 その他のもの	
一八〇六・三三	二 (一) その他のものうち	
一八〇六・三三	別表第一一八〇六・二〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一・二・
一八〇六・三三	その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)	五%
一八〇六・三三	詰物をしないもの	
一八〇六・三三	二 その他のもの	
一八〇六・三三	(一) その他のもの	一・二・
一八〇六・三三	(二) その他のもの	五%
一八〇六・九〇	その他のもの	
一九〇一	二 その他のもの	
一九〇一・九〇	B その他のもの	一・二・
一九〇一・九〇	二 その他のもの	五%
一九〇一・九〇	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	
一九〇一・九〇	含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	
一九〇一・九〇	その他のもの	
一九〇一・九〇	二 その他のもの	
一九〇二	(二) 麦芽エキス	四・五%
一九〇二・四〇	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。)及びクースクス(調製してあるかないかを問わない。)	
一九〇二・四〇	クースクス	一キログラムにつき 二二円

一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、	
一九〇五・一〇	クリスプブレット	四・五%
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	九%
一九〇五・三二	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	一五%
一九〇五・四〇	ワッフル及びウエハー	一五%
一九〇五・九〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	四・五%
	その他のもの	
	三  その他のもの	
	(一) 砂糖を加えたもの	
	D  その他のもの	一五%
	(二)  その他のもの	
	D  その他のもの	一一・
	五%	
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン	
	一 砂糖を加えたもの	一二%
	二  その他のもの	九%
二〇〇一・九〇	その他のもの	
	一 砂糖を加えたもの	
	(一) パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サ三・八%	
	ントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	一二%
	(四)  その他のもの	
	二  その他のもの	
	(一) パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サ三%	
	ントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	三%
	(二) マンゴー及びマンゴスチン	九%
	(四) ヤングコーンコブ	九%
	(五) その他のもの	
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	七・六%
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	七・六%
二〇〇二・九〇	その他のもの	
	二  その他のもの	
	(一)  その他のもの	七・六%
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇〇三・九〇	その他のもの	
	一  トリフ	
	(一) 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	四・八%
	(二)  その他のもの	五・三%
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	二  その他のもの	
	(四) ヤングコーンコブのうち	



二〇〇五	気密容器入りのもの 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇〇六項の物品を除く。）	九%
二〇〇五・一〇	均質調製野菜	
二〇〇五・二〇	二 その他のもの ばれいしよ	九・六%
二〇〇五・四〇	二 その他のもの (一) 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） えんどう（ピスム・サティヴム） 二 その他のもの	九・六%
二〇〇五・五九	二 その他のもの ささげ属又はいんげんまめ属の豆 その他のもの	六・八%
二〇〇五・七〇	二 その他のもの (一) 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） オリーブ 一 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） 二 その他のもの	九・六% 二・七% 四・五%
二〇〇五・九九	二 その他のもの その他の野菜及び野菜を混合したもの その他のもの 二 その他のもの (一) ヤングコーンコブのうち 気密容器入りのもの (二) サワークラウト (四) その他のもの A 気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） (b) その他のもの B その他のもの (a) にんにくの粉	九% 九・六% 九・六% 八%
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	九%
二〇〇六・〇八	二 その他のもの 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。） その他のもの（混合したものを含む。） 一 砂糖を加えたもの (一) パルプ状のもの (二) その他のもの	九% 一〇・五%

二〇〇八・四〇	なし		
	二 その他のもの		
	(一) パルプ状のもの		
	B その他のもの		七・五%
	(二) その他のもの		
	B その他のもの		五・四%
	あんず		
	二 その他のもの		
	(一) パルプ状のもの		六%
	(二) その他のもの		六%
	さくらんぼ		
	二 その他のもの		
	(二) その他のもの		六%
	桃(ネクタリンを含む。)		
	二 その他のもの		
	(一) パルプ状のもの		八・五%
	A 気密容器入りのもの		一〇・
	B その他のもの		七%
	その他のもの(混合したもの(第二〇〇八・一九号のものを除く。))を含む。)		
二〇〇八・九一	パームハート		
二〇〇八・九三	克蘭ベリー(ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィテイスイダイア)		七・五%
	一 砂糖を加えたもの		
	(二) その他のもの		五・五%
	混合したもの		
二〇〇八・九七	一 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテルのうち		
	砂糖を加えてないもの		三%
	その他のもの		
二〇〇八・九九	二 その他のもの		
	(一) 砂糖を加えたもの		
	A パルプ状のもの		
	(a) バナナ及びアボカドー		一〇・
	五%		

二〇〇九・八九	<p>その他のもの</p> <p>二 野菜ジュース</p> <p>(一) その他のものうち</p> <p>気密容器入りのもの</p>	<p>B その他のもの</p> <p>(a) ベリー及びブルーベリー</p> <p>(b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン</p> <p>(d) その他のものうち</p> <p>ドリアン、ランプータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A パルプ状のもの</p> <p>(a) バナナ、アボカド及びブルーベリー</p> <p>(b) その他のものうち</p> <p>マンゴー、グアバ及びマンゴスチン</p> <p>カムカム</p> <p>B その他のもの</p> <p>(a) ブルーベリー</p> <p>(b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン</p> <p>(d) 第一二二二・二二二号の物品のうちひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）</p> <p>(e) その他のものうち</p> <p>ドリアン、ランプータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし</p> <p>カムカム</p> <p>爆裂種のもともるこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）</p> <p>果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えていないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>四・五%</p> <p>二%</p> <p>五%</p> <p>五%</p> <p>一〇%</p> <p>四・八%</p> <p>三・九%</p> <p>二%</p> <p>七・五%</p> <p>七・五%</p> <p>七%</p> <p>五・五%</p> <p>五・五%</p>
二〇〇九・〇一	<p>その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物</p> <p>コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品</p> <p>エキス、エッセンス及び濃縮物</p> <p>一 砂糖を加えたもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品</p> <p>(二) エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>B その他のもの</p>	<p>七・六%</p> <p>一五%</p> <p>無税</p> <p>一五%</p> <p>無税</p> <p>一五%</p> <p>無税</p>	
二〇〇一・二〇	<p>茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品</p> <p>一 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品</p> <p>(一) インスタントティー</p>	<p>無税</p> <p>五%</p>	
二〇〇一・三〇	<p>チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物</p>	<p>三%</p>	
二〇〇一・二二	<p>酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー</p>	<p>三%</p>	

二二〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）	一〇%
二二〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	無税
二二〇二・三〇	一 酵母	無税
二二〇二・三〇	調製したベーキングパウダー	五・三%
二二〇三・一〇	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	六%
二二〇三・九〇	醬油	六%
	その他のもの	
	一 ソース	
	(三) その他のもの	六%
	二 その他のもの	
	(一) インスタントカレーその他のカレー調製品	三・六%
	(二) その他のもの	
	A グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	四・八%
二二〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食品	
二二〇四・二〇	均質混合調製食品	六%
二二〇六	調製食品（他の項に該当するものを除く。）	
二二〇六・九〇	その他のもの	
	二 その他のもの	
	(二) その他のもの	
	D 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）	
	(b) その他のもの	無税
	E その他のもの	
	(a) 砂糖を加えたもの	
	イ おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと	二〇%
二二〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	
二二〇一・一〇	鉱水及び炭酸水	無税
二二〇三		
二二〇三・〇〇	ビール	無税
二二〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り。）、及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	一リットルにつき 一四五円 六〇銭
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	
二二〇四・二九	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	一リットルにつき 二四円
	二 その他のもの	
二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁	無税
二二〇五	二 その他のもの	
二二〇五・一〇	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	一リットルにつき

二二〇五・九〇	その他のもの 二 その他のもの		五〇円四 〇銭
二二・〇六	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） 二 その他のもの		
二二〇六・〇〇	（一） 清酒及び濁酒 （二） その他のもの B その他のもの （b） その他のもの		無税
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 その他のもの		〇銭
二二〇八・九〇	一 エチルアルコール及び蒸留酒 （二） その他のもの A エチルアルコール （b） その他のもの B その他のもの （b） その他のもの		一リットルにつき 四八円
二二・〇九	二 その他のアルコール飲料 （一） 合成清酒及び白酒 （三） その他のもの		一リットルにつき 二五円二 〇銭
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物 飼料用に供する種類の調製品		四・八%
二二〇九・〇九	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 二 その他のもの （二） その他のもの		
二二〇九・一〇	（b） その他のもの		一キログラムにつき 一八円

二二〇九・九〇	その他のもの 一 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	無税
別表第三 鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表（第八条の二関係）	項名目	係数
一	関稅定率法別表（以下この表において「関稅率表」という。）第二八二五・八〇号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン	〇・八
二	関稅率表第二九〇五・四四号に掲げる物品	〇・六
三	関稅率表第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の一又は第二九二二・四二号の一に掲げる物品	〇・八
四	関稅率表第三〇〇六・一〇号の二の（二）に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの以外のもの 関稅率表第三〇〇六・九一号に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	〇・八
五	関稅率表第三〇一・二五号の一の（二）に掲げる物品	〇・八
六	関稅率表第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	〇・八
七	関稅率表第三五〇五項に掲げる物品	〇・二
八	関稅率表第三六〇四項に掲げる物品	〇・八
九	関稅率表第三九〇一項から第三九〇四項まで、第三九〇六項又は第三九一〇号に掲げる物品のうち 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの 関稅率表第三九一四・〇〇号に掲げる物品のうち ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの	〇・四
一〇	関稅率表第三九二六・九〇号の二に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	〇・八
一一	関稅率表第四一四二・二〇号に掲げる物品	〇・六
一二	関稅率表第四一類に掲げる物品（関稅率表第四一〇一・二〇号の二、第四一〇一・五〇号の二、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・一四・一九号の二、第四一〇四・一七号の二、第四一〇七・一一号の二、第四一〇七・一二号の二、第四一〇七・一九号の二、第四一〇七・九一号の二、第四一〇七・九二号の二、第四一〇七・九九号の二、第四一〇七・〇〇号の二の（一）、第四一〇七・一三・一〇号の二の（一）並びに第四一四二・二〇号に掲げる物品を除く。）	〇・二
一三	関稅率表第四三〇二・一一号に掲げる物品 関稅率表第四三〇二・一九号、第四三〇二・二〇号又は第四三〇二・三〇号の二に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	〇・二
一四	関稅率表第四四〇四項、第四四〇五・〇〇号、第四四〇七・一一号から第四四〇七・一九号まで、第四四〇八・一〇号の二の（一）、第四四〇八・三一号の二、第四四〇八・三九号の二の（一）若しくは四の（二）、第四四〇八・九〇号の二の（二）若しくは二の（二）、第四四〇九・一〇号、第四四〇九・二二号の二、第四四〇九・二二号の一若しくは二、第四四〇九・二九号の一若しくは二、第四四一〇項、第四四一〇項、第四四一〇項、第四四一〇項から第四四一七項まで、第四四一八・四〇号から第四四一八・七九号まで、第四四一八・九一号の一、第四四一八・九九号の一、第四四一九項、第四四二〇・九〇号の二、第四四二一・一〇号、第四四二一・九一号の三又は第四四二一・九九号の二の（二）に掲げる物品 関稅率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたものの以外のもの 関稅率表第四四一八・九一号の二の（二）又は第四四一八・九九号の二の（二）に掲げる物品のうち 欄間以外のもの	〇・六
一五	関稅率表第四四〇八・一〇号の二の（一）、第四四〇八・三一号の一、第四四〇八・三九号の一の（一）、三の（一）若しくは四の（一）、第四四〇八・九〇号の一の（一）若しくは二の（一）、第四四〇九・二二号の一、第四四二二・一〇号の二、第四四二二・九四号、第四四二二・九九号、第四四二〇・九〇号の一又は第四四二二・九二号の一に掲げる物品	〇・八
一六	関稅率表第四六〇二・一一号、第四六〇二・一二号又は第四六〇二・一九号の一に掲げる物品 関稅率表第四六〇二・一九号の二に掲げる物品のうち 畳床以外のもの	〇・六
一七	関稅率表第五一〇六項、第五一〇七項、第五一〇七項又は第五一〇七項に掲げる物品	〇・八

一八	関税率表第五二・〇四項、第五二〇五・一一号の一、第五二〇五・一二号の一、第五二〇五・一三号の一、第五二〇五・一四号の一、第五二〇五・一五号の一、第五二〇五・二二号の一、第五二〇五・二三号の一、第五二〇五・二四号の一、第五二〇五・二六号の一、第五二〇五・二七号の一、第五二〇五・二八号の一、第五二〇五・三〇号の一、第五二〇五・三四号の一、第五二〇五・三五号の一、第五二〇五・三六号の一、第五二〇五・三七号の一、第五二〇五・三九号の一、第五二〇五・四〇号の一、第五二〇五・四二号の一、第五二〇五・四三号の一、第五二〇五・四四号の一、第五二〇五・四六号の一、第五二〇五・四七号の一、第五二〇五・四八号の一、第五二〇五・四九号の一、第五二〇五・五〇号の一、第五二〇六・一一号の一、第五二〇六・一二号の一、第五二〇六・一三号の一、第五二〇六・一四号の一、第五二〇六・一五号の一、第五二〇六・一六号の一、第五二〇六・一七号の一、第五二〇六・一八号の一、第五二〇六・一九号の一、第五二〇六・二〇号の一、第五二〇六・二二号の一、第五二〇六・二三号の一、第五二〇六・二四号の一、第五二〇六・二五号の一、第五二〇六・二六号の一、第五二〇六・二七号の一、第五二〇六・二八号の一、第五二〇六・二九号の一、第五二〇六・三〇号の一、第五二〇六・三二号の一、第五二〇六・三三号の一、第五二〇六・三四号の一、第五二〇六・三五号の一、第五二〇六・三六号の一、第五二〇六・三七号の一、第五二〇六・三九号の一、第五二〇六・四〇号の一、第五二〇六・四二号の一、第五二〇六・四三号の一、第五二〇六・四四号の一、第五二〇六・四五号の一、第五二〇七・一〇号の一若しくは二の(一)又は第五二〇七・九〇号の一若しくは二の(一)に掲げる物品	〇・八
一九	関税率表第五三・〇九項又は第五三一一・〇〇号の一に掲げる物品	〇・八
二〇	関税率表第五四類に掲げる物品	〇・八
二一	関税率表第五五類に掲げる物品	〇・八
二二	関税率表第五六〇四・九〇号の一の(二)のB若しくは三、第五六〇七・二九号、第五六〇七・四一號、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品	〇・八
二三	関税率表第五七・〇一項目に掲げる物品	〇・二
二四	関税率表第五七〇二・一〇号、第五七〇二・三一號、第五七〇二・三二號、第五七〇二・三九号、第五七〇二・四一號、第五七〇二・四二號、第五七〇二・四九号、第五七〇二・五〇号、第五七〇二・九一號、第五七〇二・九二號、第五七〇二・九九号、第五七〇三・〇三項又は第五七〇五・〇〇号に掲げる物品	〇・八
二五	関税率表第五八〇一・三一號の二、第五八〇二・一一號、第五八〇二・一九号、第五八〇三・〇〇号の一、第五八〇六・一〇号、第五八〇六・三一號、第五八〇六・三二號の二、第五八〇六・三九号、第五八〇六・四〇号又は第五八一・〇〇号の二の(一)若しくは(三)に掲げる物品	〇・八
二六	関税率表第六〇〇二・九〇号又は第六〇〇四・九〇号に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの	〇・八
二七	関税率表第六二〇九・二〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・三〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二〇九・九〇号の一若しくは二の(二)のA、第六二・一三項、第六二・一六・〇〇号の二又は第六二・一七項に掲げる物品	〇・八
二八	関税率表第六三〇一・二〇号から第六三〇一・九〇号まで、第六三〇二・二一號、第六三〇二・二九号、第六三〇二・三一號、第六三〇二・三九号、第六三〇二・五一號、第六三〇二・五九号、第六三〇二・六〇号、第六三〇二・九一號、第六三〇二・九九号、第六三〇三・九一號、第六三〇三・九九号、第六三〇四・一九号、第六三〇四・九二號又は第六三〇四・九九号に掲げる物品	〇・八
二九	関税率表第六三〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち 絹製のもの(長方形(正方形を含む。)以外の形状に単に裁断したものに限る。)	〇・六
三〇	関税率表第六六・〇一項目又は第六六〇三・二〇号に掲げる物品	〇・八
三一	関税率表第六七・〇二項目に掲げる物品	〇・八
三二	関税率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの	〇・六
三三	関税率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの以外のもの	〇・八
三四	関税率表第七四〇三・一一號、第七四〇三・一二號又は第七四〇三・一三號に掲げる物品	〇・八
三五	関税率表第七四〇七・一〇号、第七四〇七・二二號、第七四〇八・一一號、第七四〇八・一九号又は第七四〇八・二二號に掲げる物品	〇・四
三六	関税率表第七四〇九・一一號、第七四〇九・一九号、第七四〇九・四〇号、第七四〇九・九〇号、第七四一〇・一〇項目又は第七四一一・一〇号に掲げる物品	〇・六
三七	関税率表第七五〇一・二〇号の一又は第七五〇二・一〇号に掲げる物品	〇・六





一七	関税率表第七一・一三項、第七一一七・一九号又は第七一一七・九〇号の一に掲げる物品
一八	関税率表第七二〇二・一一号、第七二〇二・一九号、第七二〇二・三〇号、第七二〇二・四九号、第七二〇二・五〇号又は第七二〇二・七〇号から第七二〇二・九二号までに掲げる物品
	関税率表第七二〇二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの
一九	関税率表第九一三・九〇号の二の(一)に掲げる物品
二〇	関税率表第九三〇五・九九号の一に掲げる物品
二一	関税率表第九四〇一・九〇号の一に掲げる物品
二二	関税率表第九六〇五・〇〇号に掲げる物品
<b>別表第五 特別特恵関税例外品目表(第八条の二、第八条の三関係)</b>	
<b>項名目</b>	
一	関税率表法別表(以下この表において「関税率表」という。)(第〇三〇一・九九号の二の(一)、第〇三〇二・四一四号、第〇三〇二・四四号、第〇三〇二・四五号、第〇三〇二・四九号の一、第〇三〇二・五一号、第〇三〇二・五四号の一、第〇三〇二・五五号、第〇三〇二・五九号の一、第〇三〇二・八九号の一、第〇三〇二・九九号の二の(一)、第〇三〇三・五一号、第〇三〇三・五三三号の一、第〇三〇三・五四号、第〇三〇三・五五号、第〇三〇三・五九号の一、第〇三〇三・六三三号、第〇三〇三・六六号の一、第〇三〇三・六七号、第〇三〇三・六九号の一、第〇三〇三・八九号の一、第〇三〇三・九一号の二、第〇三〇三・九九号の二の(一)、第〇三〇四・四四号の一、第〇三〇四・四九号の一、第〇三〇四・五三三号の一、第〇三〇四・五九号の一、第〇三〇四・七一七号、第〇三〇四・七四号の二、第〇三〇四・七五号、第〇三〇四・七九号の一、第〇三〇四・八六号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇四・九四号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九号の一、第〇三〇五・一〇号、第〇三〇五・五一号、第〇三〇五・五九号の二の(一)、第〇三〇五・六一号から第〇三〇五・六三三号まで、第〇三〇七・二二二号、第〇三〇七・二二二号、第〇三〇七・二二九号の二、第〇三〇七・七二二号の一、第〇三〇七・七二二号の二又は第〇三〇七・七九号の二の(一)に掲げる物品
	関税率表第〇三〇二・九一号の二又は第〇三〇五・二〇号の三に掲げる物品のうち たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵
	関税率表第〇三〇五・三三三号又は第〇三〇五・五三三号に掲げる物品のうち たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)
	関税率表第〇三〇五・三三九号の二に掲げる物品のうち にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)
	関税率表第〇三〇五・五四号に掲げる物品のうち にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、いわし(サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス・サイラ)
	関税率表第〇三〇五・六九号の二に掲げる物品のうち にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はサルディノプス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)
	関税率表第〇三〇五・七二号の二の(二)のB若しくは(三)のB又は第〇三〇五・七九号の二の(二)のB若しくは(三)のBに掲げる物品のうち にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)
	関税率表第〇三〇七・四二二号、第〇三〇七・四三三号又は第〇三〇七・四九号の二に掲げる物品のうち もんごうい以外のもの
	関税率表第〇三〇七・九一号、第〇三〇七・九二二号又は第〇三〇七・九九号の二に掲げる物品のうち スキヤロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱
二	関税率表第一〇〇五・九〇号の二に掲げる物品のうち 関税率表第一三三第一項の規定の適用を受けないもの(第八条の五第二項において準用する同法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のものに限る。)
	関税率表第一〇〇六・一〇号から第一〇〇六・四〇号までに掲げる物品のうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第三四第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四九第一項の規定により政府が貸付けを行った米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む)の返還に係るもので輸入されるもの以外のもの

三	<p>関税率表第一〇二・九〇号の三、第一一〇三・一九号の四、第一一〇三・二〇号の三の(二)、第一一〇四・一九号の二の(二)、第一一〇四・二九号の二又は第一一〇八・二〇号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一〇八・一二号から第一〇八・一九号までに掲げる物品のうち</p> <p>第八条の五第二項において準用する関税率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの(でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン糖ル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものに限る。)以外のもの</p> <p>関税率表第二二二・二二号の一又は二に掲げる物品</p> <p>関税率表第二二二・二二号の三に掲げる物品のうち</p> <p>ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめ(ウナダリア・ピンナティフィダ)以外のもの</p>
四	<p>関税率表第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九二号、第一七〇二・三〇号の二の(一)又は第一七〇二・九〇号の五の(二)のAに掲げる物品</p> <p>関税率表第一七〇二・四〇号の二又は第一七〇二・六〇号の二に掲げる物品のうち</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>関税率表第一七〇二・九〇号の一に掲げる物品のうち</p> <p>分蜜糖</p> <p>関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品のうち</p> <p>分蜜糖のもの</p>
五	<p>関税率表第一九〇一・二〇号の一の(二)のA若しくはDの(b)若しくは(三)、第一九〇一・九〇号の一の(二)のA若しくはDの(b)、第一九〇四・一〇号の二の(一)又は第一九〇四・二〇号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>関税率表第一九〇一・九〇号の一の(三)又は第一九〇四・九〇号の一に掲げる物品のうち</p> <p>米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの</p>
六	<p>関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)のイに掲げる物品</p> <p>関税率表第二〇〇八・九九号の二の(二)のBの(d)に掲げる物品のうち</p> <p>ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)以外のもの</p>
七	<p>関税率表第二〇〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる物品</p> <p>関税率表第二〇〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち</p> <p>分蜜糖のもの</p>
八	<p>関税率表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品</p>
九	<p>関税率表第四二・〇三項に掲げる物品</p>
一〇	<p>関税率表第四三〇二・一九号から第四三〇二・三〇号まで、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち</p> <p>羊、やぎ又はうさぎのもの</p>
一一	<p>関税率表第六四・〇一、第六四・〇二項又は第六四・〇六項に掲げる物品</p>
一二	<p>関税率表第九一・一三・九〇号の一に掲げる物品</p>